

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

報告事項件名	頁
(1) 京成本線荒川橋梁の水防対策について	2
(2) 北綾瀬駅改良工事の進捗状況について	8
(3) 千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について	11
(4) 竹ノ塚駅西口公共駐車場の指定管理者業務評価結果について	13
(5) 千住一丁目地区無電柱化事業について	18
(6) 佐野六木土地区画整理事業換地計画に関する縦覧の実施結果について	20
(7) 神明二丁目周辺地区まちづくりの取組み状況について	23
(8) 西新井大師周辺地区まちづくり協議会（第51回）の 開催結果について	25
(9) 足立区関原の森関連施設の指定管理者業務評価結果について	26
(10) 都市防災不燃化促進事業の延伸について	31
(11) 不燃化特区制度の延伸について	33
(12) 公園施設の指定管理者業務評価結果について	37
(13) シルバーピア（民間借上高齢者集合住宅）の現状と 今後の方針について	51
(14) 都営谷在家アパートの建替えに伴う地区計画の策定について	53

(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

件名	京成本線荒川橋梁の水防対策について
所管部課名	都市建設部企画調整課 建設事業調整担当課
内容	<p>京成本線荒川橋梁の水防対策について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 「京成本線荒川橋梁部及びその周辺堤防における水防活動に関する確認書」について（別紙1参照 P3～5） 令和2年9月下旬～10月上旬を目途に、京成本線荒川橋梁部及びその周辺堤防での水防活動における管理範囲及び協力体制等に関し、荒川下流河川事務所及び京成電鉄㈱、葛飾区、足立区において締結を予定している。</p> <p>2 水位計、量水表の設置について（別紙2参照 P6） 国は京成本線荒川橋梁付近の水位をリアルタイムで計測するため、橋梁近傍の堤防天端に「危機管理型水位計」、京成本線荒川橋梁の橋脚部に「量水表」の設置を予定している。</p> <p>3 京成本線荒川橋梁部堤防での水防活動（土のう積み作業）の基本方針について 足立区による水防活動については以下のとおり。</p> <p>（1）河川増水に伴う京成電鉄の運転停止（別紙3参照 P7） 荒川の水位が京成本線荒川橋梁左岸（葛飾区側）の桁下1m（AP+4.8m）の位置に達する時に、京成電鉄は電車の運行を停止する。</p> <p>（2）水防活動の開始 事前に堀切橋脇の堤防に土のうを準備し待機、京成電鉄の運行停止後直ちに土のう積みの作業を開始する。 令和元年台風19号時の経験値から計測すると、土のう積みの作業時間は約2時間である。</p> <p>（3）現地の支障物件 鉄道との敷地境界にあるフェンスは老朽化に伴い開閉できないため、開閉可能なフェンスへの更新工事を行う。</p>
問題点 今後の方針	京成本線荒川橋梁付近については、荒川下流河川事務所及び京成電鉄㈱、葛飾区、足立区4者での協力により、水防活動を進めていく。

京成本線荒川橋梁部及びその周辺堤防における水防活動に関する確認書

足立区（以下、「甲」という。）、葛飾区（以下、「乙」という。）、京成電鉄株式会社（以下、「丙」という。）及び荒川下流河川事務所（以下、「丁」という。）の四者は、京成本線荒川橋梁部及びその周辺堤防における水防活動について、次のとおり確認書を取り交わすものとする。

（目的）

第1条 この確認書は、甲及び乙が実施する京成本線荒川橋梁部及びその周辺堤防における水防活動に関し、必要事項を定め、四者で情報共有することにより水防活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（水防資機材の設置）

第2条 京成本線荒川橋梁部及びその周辺堤防における水防資機材の設置は、甲及び乙が丙及び丁と調整した上で、別途作成した手順書に基づき実施するものとする。

（実施範囲）

第3条 この確認書に定める実施範囲は、別添図面のとおりとする。

（管理区分）

第4条 設置された水防資機材については、それぞれの実施範囲について、甲及び乙の責任において管理を行うものとする。

（苦情等の処理）

第5条 水防資機材の設置に伴う第三者からの苦情等は、それぞれの実施範囲について、甲及び乙の責任において処理するものとする。

（損害賠償）

第6条 水防資機材の設置に伴い、丙の鉄道施設又は第三者に損害を及ぼした場合は、それぞれの実施範囲における甲及び乙の責に帰する損害について賠償するものとする。

（協力体制）

第7条 甲及び乙の水防活動に対して、丁は、水防法に基づく荒川の水防警報を発表するほか、出水時における河川に関する情報を甲、乙及び丙に適宜提供し、

丙は、必要に応じた協力を行うものとする。

2 丙又は丁が水防資機材の異常を発見した場合は、速やかに当該水防資機材を設置した甲又は乙に連絡するものとする。

(有効期間)

第8条 この確認書の有効期間は、この確認書の取り交わした日から京成本線荒川橋梁架替事業完了までとする。

(その他)

第9条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙丙丁の四者で協議して定めるものとする。

この確認書の証として本書を4通作成し、甲乙丙丁それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

甲 足立区

代表者 区長 近藤 弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

乙 葛飾区

代表者 区長 青木 克徳

千葉県市川市八幡三丁目3番1号

丙 京成電鉄株式会社

代表者 取締役社長 小林 敏也

東京都北区志茂五丁目41番1号

丁 国土交通省関東地方整備局

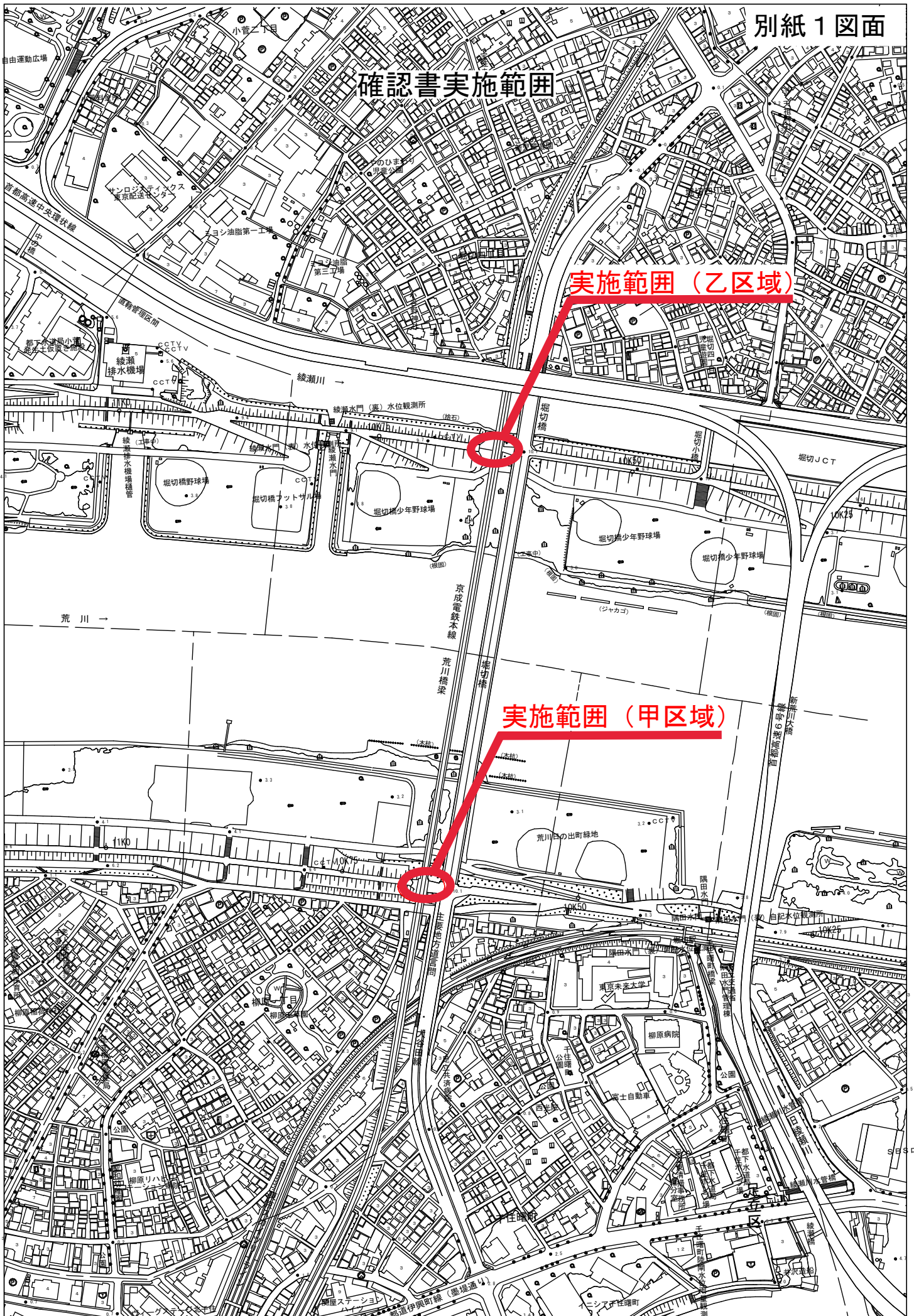
荒川下流河川事務所

代表者 事務所長 早川 潤

確認書実施範囲

実施範囲 (乙区域)

実施範囲 (甲区域)

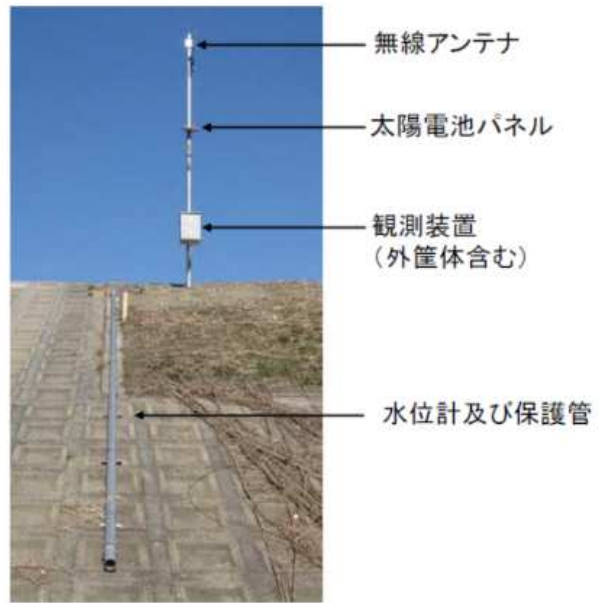


量水表設置イメージ



岡山県管轄 八番水門

危機管理型水位計のイメージ



水害リスクが高い箇所ではリアルタイムに水位を把握するための簡易水位計の設置

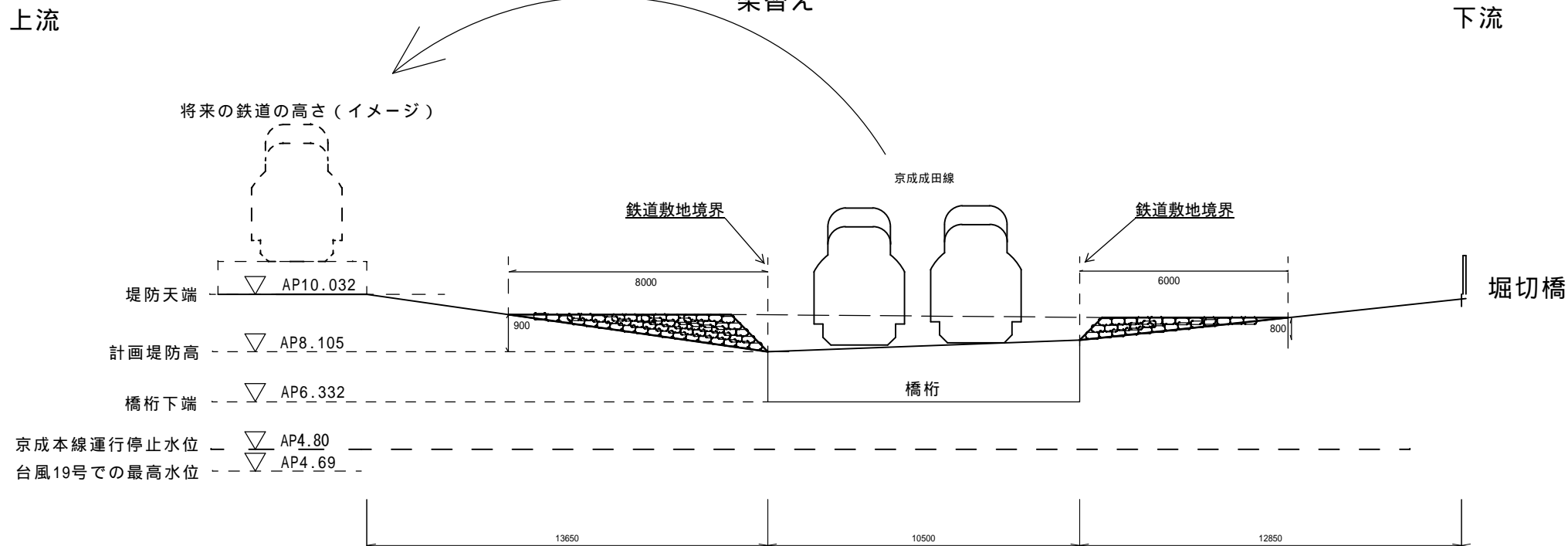


橋脚に上写真の量水表を張り付ける



堤防天端に水位計を新設する

右岸側 縦断面図



AP・・・隅田川河口付近にある「霊岸島水位観測所」の最低水位
荒川水系における水準を表す。

計画堤防高・・・計画高水位+余裕高 余裕高：定数 (10000m²/s ~ 2m)

計画高水位・・・想定した洪水でダムや遊水地などで調整された後の水が
川を流れる時の水位

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

件名	北綾瀬駅改良工事の進捗状況について
所管部課名	都市建設部企画調整課
内容	<p>東京地下鉄株式会社から北綾瀬駅の駅舎出入口について情報提供があったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 駅舎の出入口の変更について（別紙1参照 P9）</p> <p>（1）日時 令和2年9月26日から供用開始</p> <p>（2）駅舎北側の出入口 工事により閉鎖していた駅北側出入口通路については、一部を供用開始。</p> <p>（3）駅舎南側の出入口 駅南側出入口通路については、工事により一部通路を縮小して開放。</p> <p>2 駅舎北側出入口の全面開放について（別紙2参照 P10）</p> <p>（1）日時 令和2年10月24日から駅舎北側出入口全面供用開始</p> <p>（2）駅構内 既設トイレの撤去及び新設トイレの供用開始</p> <p>3 店舗について</p> <p>（1）高架下店舗 令和2年度内開業予定</p> <p>（2）駅ビル店舗 令和3年度秋ごろ開業予定</p>
問題点 今後の方針	東京地下鉄株式会社が実施している工事について協議を進め、情報等の提供を行っていく。

出入口切替のお知らせ

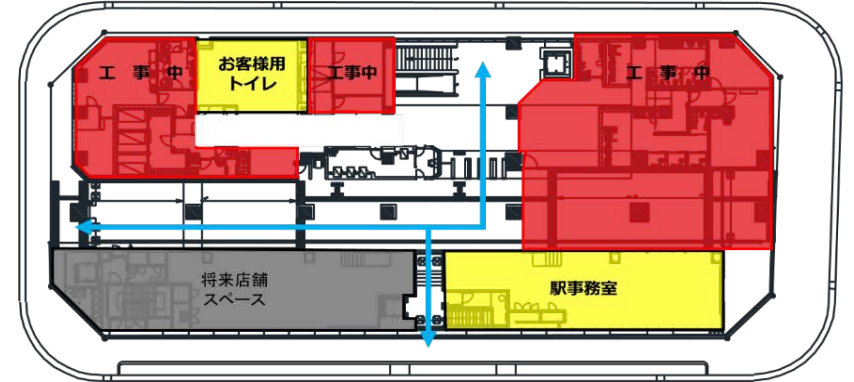
別紙 1

北側出入口の一部が供用開始となります

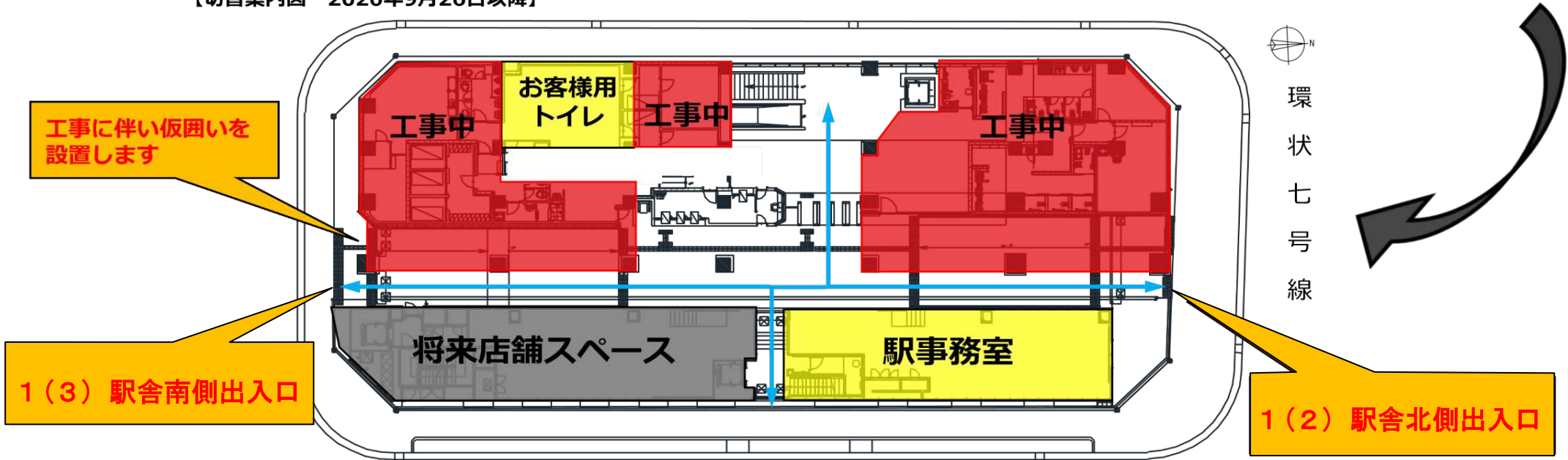
【北綾瀬駅 構内図】



【現状図 2020年9月25日まで】



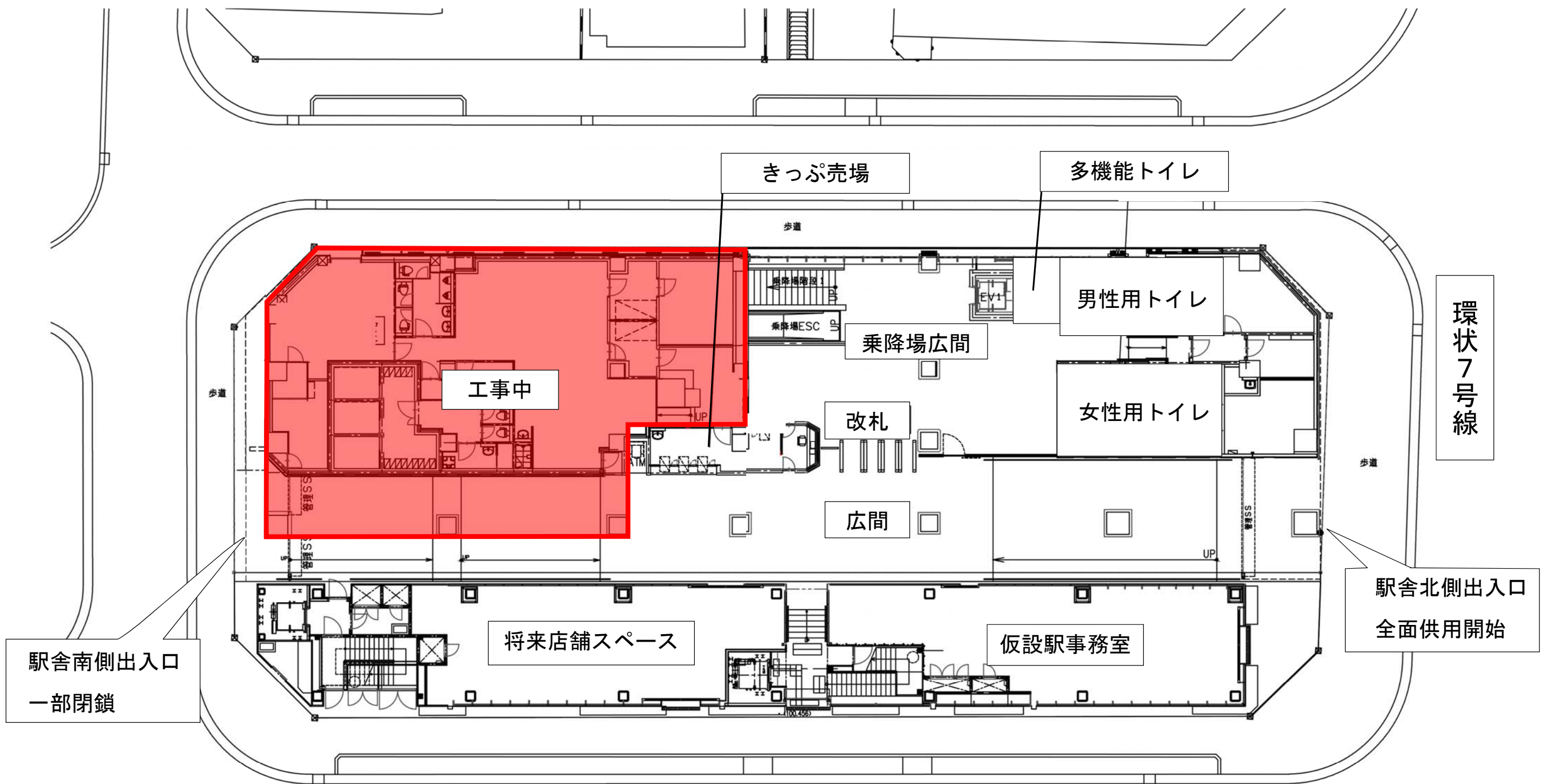
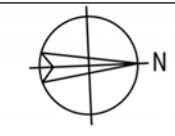
【切替案内図 2020年9月26日以降】



2020年9月26日～2020年10月下旬

(Period 2020.9.26～2020.10)









中央改札口平面図

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

件名	千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について										
所管部課名	都市建設部都市計画課										
内容	<p>千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 工事の進捗について</p> <p>(1) 新築工事に着工し、現在、仕上及び外構工事を行っている。</p> <p>【再開発組合による工事スケジュール】</p> <table border="1" data-bbox="395 824 1406 1077"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>工事種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年 8月～ (令和2年 6月)</td> <td>地上躯体工事</td> </tr> <tr> <td>令和元年 11月～ (令和2年 11月)</td> <td>仕上工事</td> </tr> <tr> <td>令和2年 8月～11月</td> <td>外構工事</td> </tr> <tr> <td>令和2年 12月</td> <td>竣工予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事の出来高 (令和2年8月末現在) 約87.3%</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  <p>南東側外観</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>トレンチピット階駐輪場</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>内部廊下</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>住戸内部</p> </div> </div> <p>【仕上工事状況 9月22日現在】</p>	期間	工事種類	令和元年 8月～ (令和2年 6月)	地上躯体工事	令和元年 11月～ (令和2年 11月)	仕上工事	令和2年 8月～11月	外構工事	令和2年 12月	竣工予定
期間	工事種類										
令和元年 8月～ (令和2年 6月)	地上躯体工事										
令和元年 11月～ (令和2年 11月)	仕上工事										
令和2年 8月～11月	外構工事										
令和2年 12月	竣工予定										

2 施設建築物内のテナントについて（予定）

階数	テナント名称
1階	東武ストア（スーパーマーケット）
2階	しゃぶ葉（飲食店）
	第一生命保険株式会社（従前権利者）
	ちぐさ保育園

3 市街地再開発事業に伴う再開発組合等との協定について

令和2年8月20日建設委員会報告後の進捗状況は以下のとおり。

(1) 締結済みの協定

名 称	千住一丁目地区第一種市街地再開発事業敷地内に設置する電線共同溝施設に関する協定書
目 的	再開発事業敷地内に無電柱化に伴う地上機器を設置させてもらうため
締 結 日	令和2年8月25日
所 管 課	都市建設部企画調整課

(2) 地元町会等の意見を聴くため調整中の協定

ア

名 称	大規模水害時における緊急退避場所としての使用に関する協定書
目 的	大規模水害時の緊急退避場所として、近隣住民等に開放してもらうため
締結時期	地元町会等の意向を踏まえ検討する
所 管 課	総合防災対策室災害対策課

イ

名 称	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書
目 的	大規模地震発生時に帰宅困難者の受入れ施設として開放し、避難者支援に協力してもらうため
締結時期	地元町会等の意向を踏まえ検討する
所 管 課	総合防災対策室災害対策課

問 題 点
今後の方針

今後とも再開発組合と協議しながら、公共の福祉に寄与する事業となるよう進めていく。

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

件名	竹ノ塚駅西口公共駐車場の指定管理者業務評価結果について																	
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課																	
内容	<p>竹ノ塚駅西口公共駐車場（エミエルタワー内）の令和元年度業務について、足立区竹ノ塚駅西口公共駐車場指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 主な業務内容</p> <p>（1）駐輪場、駐車場の利用等管理業務</p> <p>（2）駐輪場、駐車場の維持管理業務</p> <p>（3）自主事業の実施等</p> <p>2 指定管理者</p> <p>タイムズ24株式会社（代表取締役社長 西川 光一）</p> <p>株式会社ソーリン（代表取締役 野村 一也）</p> <p>3 指定管理期間</p> <p>平成30年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>4 令和元年度納付金</p> <p>1826万8738円</p> <p>5 評価対象期間</p> <p>平成31年4月1日～令和2年3月31日（2年目）</p> <p>6 評価委員会開催日</p> <p>令和2年8月31日</p> <p>7 評価委員会委員構成（計5名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種別</th> <th style="width: 40%;">氏名</th> <th style="width: 35%;">役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">学識経験者 (有識者含む)</td> <td style="text-align: center;">高田 和幸 【委員長】</td> <td style="text-align: center;">東京電機大学理工学部教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">板谷 和也</td> <td style="text-align: center;">流通経済大学経済学部教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五十嵐 恵美</td> <td style="text-align: center;">株式会社 五十嵐恵美不動産鑑定事務所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区内のまちづくりに関する団体の構成員</td> <td style="text-align: center;">齋藤 きよみ</td> <td style="text-align: center;">まちづくり推進委員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区職員</td> <td style="text-align: center;">犬童 尚</td> <td style="text-align: center;">道路整備室長</td> </tr> </tbody> </table>		種別	氏名	役職等	学識経験者 (有識者含む)	高田 和幸 【委員長】	東京電機大学理工学部教授	板谷 和也	流通経済大学経済学部教授	五十嵐 恵美	株式会社 五十嵐恵美不動産鑑定事務所	区内のまちづくりに関する団体の構成員	齋藤 きよみ	まちづくり推進委員	区職員	犬童 尚	道路整備室長
種別	氏名	役職等																
学識経験者 (有識者含む)	高田 和幸 【委員長】	東京電機大学理工学部教授																
	板谷 和也	流通経済大学経済学部教授																
	五十嵐 恵美	株式会社 五十嵐恵美不動産鑑定事務所																
区内のまちづくりに関する団体の構成員	齋藤 きよみ	まちづくり推進委員																
区職員	犬童 尚	道路整備室長																

8 評価方法

- (1) 指定管理者による自己評価
- (2) 担当課による日常点検、ヒアリング等に基づく評価
- (3) 評価委員会による評価

9 評価結果

令和元年度		平成 30 年度	
評価点	総合結果	評価点	総合結果
43 点	B	42 点	B

(評価項目及び評価基準は、別紙「業務評価シート」参照 P 1 5～1 7)

10 評価委員会での主な意見と対応等

- (1) 新型コロナウイルス対策はどのように行っているか？

【対応策】

- ・ 現場係員の対応としては、全員にマスクの着用を義務付け、手指消毒用のアルコールを常備している。管理人室には、ドア・窓を開放させるなど、換気をこまめに行うよう指示している。
- ・ 新型コロナウイルス対策として、積極的な接客を取り止めている旨を場内に掲示。サポートの申し出があった場合以外でも、見るからに大変そうな年配の方・小さいお子さん連れの方に対し、あらかじめお断りしてからサポートを実施するなどの配慮を行っている。
- ・ 駐輪場の消毒については、場内は風通しが良いため、施設全ての消毒は行っていないが、精算機などは定期的に消毒している。

- (2) 機器トラブルや不具合に対する問い合わせが多いが、故障発生時の対応に加え、故障や機器トラブルを未然に防ぐための対策はどうか？

【対応策】

- ・ 駐車場では、現場に設置されているオートフォンにて、コールセンターでの対応を行っている。精算機内の札詰まりや駐車券詰まり等でゲートが動かない場合、コールセンターから遠隔操作でゲートを稼働させ、優先的に出庫できるよう対応している。その後駆け付けたサービススタッフが機器の修理を行っている。
- ・ 駐輪場では、現地係員が随時対応している。
- ・ 事前防止策として、駐車場は毎月、駐輪場は年 2 回、機器の保守点検を実施している。

11 評価結果の公表

区ホームページに令和 2 年 1 1 月掲載予定

問 題 点
今後の方針

今後、評価結果を指定管理者に通知し、更なる利用者拡大を図っていく。

令和2年度 竹ノ塚駅西口公共駐車場 業務評価シート

【評価対象年度】令和元年度 【自己評価】令和2年6月30日 【評価委員会】令和2年8月31日

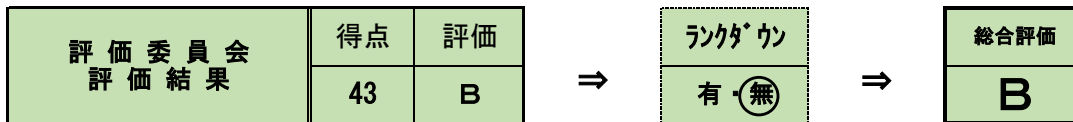
【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり(水準クリア)：3点
水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目	評価点			
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか（協定事項）	指定管理者	担当課	評価委員	
		1	営業時間と料金の設定 ◆計画どおりの営業時間、料金設定がされているか	4	4	3.3 (満点=5点)
		2	施設・設備の保守点検 (内容、回数等) ◆設備管理：駐車場ゲート、 駐輪機器、防犯設備 など	3	3	
		3	施設及び建物周辺の環境対策 ◆施設内外：定期巡回清掃、 放置対策 など	3	3	
		4	人員配置 (配置数、配置箇所、専門性等) ◆適切な人員配置	4	4	
	5	人材育成の取り組み (専門性向上、接遇向上) ◆定期的な業務実施手順の見直し	3	3		
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか（協定事項）	指定管理者	担当課	評価委員	
		6	施設・設備の改善計画 ◆駐車場利用に支障をきたしていないか	3	3	3.3 (満点=5点)
		7	防災への配慮 ◆防火管理者を配置し、防火管理計画を策定している ◆防災訓練	4	4	
		8	防犯への配慮 ◆施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している ◆全職員に鍵管理マニュアルによる鍵の管理方法等が明確にされている	3	3	
9		事故への対応 ◆緊急連絡網が作成されている ◆事故対応マニュアルが策定され、全管理人に周知されている	4	3		
管理状況	法令等の遵守（※倫理性も含む）	個人情報保護等は遵守されているか。（協定事項）	指定管理者	担当課	評価委員	
		10	個人情報保護の取り組み ◆内部規定の策定 ◆研修の実施	4	4	4.0 (満点=5点)
		11	個人情報事故への対応 ◆個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生しなかったか	4	4	
		12	公契約条例の遵守 (条例適用施設は必須)	-	-	
	13	各種法令等の遵守 ◆研修の実施	4	4		
	環境や地域への配慮	環境に配慮した取り組み (係数×2)	指定管理者	担当課	評価委員	
		14	エコ対策の実施及び成果 ◆環境に配慮した取り組み、成果があるか ◆エコカー、電気自動車等の促進に努めているかどうか	8	8	7.2 (満点=10点)
15		地域特性に配慮した取り組み、地域貢献 ◆地域施設・商店街等との連携及び成果 ◆施設周辺の人材活用（事業講師など）を積極的に行っているか	6	6		

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営が行われているか (協定事項)	指定管理者	担当課	評価委員
		16 収支状況(安定的な運営) ◆納付金の状況 固定納付金 12,000,000円 変動納付金 3,116,320円 ◆前年の納付金の状況 固定納付金 12,000,000円 変動納付金 3,379,234円	4	4	3.3 (満点=5点)
		17 経理処理 ◆経理の明確な区分 ◆帳簿、関係書類による経理状況の明確化	3	3	
		18 経理を担当する常勤の職員 ◆出納係又は経理責任者等の配置	4	3	
事業効果	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		19 サービス向上に向けた取り組み ◆案内サインの充実 ◆社会的弱者に対しての配慮があるか ◆トラブル等に対し、早急かつ誠実な対応ができていますか	3	3	3.1 (満点=5点)
		20 利用促進への取り組み ◆情報サービスの充実 ◆提携店舗の獲得	3	3	
		大項目	中項目	確認項目	評価点
事業効果	事業の取組	施設の広報活動がされているか (係数×2)	指定管理者	担当課	評価委員
		21 駐車場の広報に向けたPR活動等が行われているか ◆ホームページに駐車場の情報を掲載しているか	8	6	6.2 (満点=10点)
		22 駐車場の広報に向けた独自のPR活動等が行われているか ◆独特な手法により広報をしているかどうか	6	6	
	中項目	確認項目	評価点		
事業効果	利用の状況	計画どおりの利用状況となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		23 総利用台数 (環境の変化など外部要因を考慮) ◆総利用数 自動車 72,486台 自転車 64,191台 ◆前年の総利用数 自動車 69,426台 自転車 66,667台 前年度からの伸び率など(自動車104.4% 自転車96.2%)	3	4	3.4 (満点=5点)
		24 一時利用台数 ◆一時利用数 自動車 72,246台 自転車 63,282台 ◆前年の一時利用数 自動車 69,200台 自転車 65,743台 前年度からの伸び率など(自動車104.4% 自転車96.2%)	3	4	
		25 施設稼働率 ◆施設年間稼働率 自動車 21.8% 自転車 45.13% ※稼働率の目標値 45%	3	3	

大項目	中項目	確認項目	評価点		
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか （係数×3）	指定管理者	担当課	評価委員
		26 職員の接客対応 ◆職員の親切さ、説明のわかりやすさ	9	9	9.7 （満点=15点）
		27 施設に関すること ◆施設の清潔さ、使いやすさ ◆場内の案内標識サイン等が適切に配置されているかどうか ◆施設内の内装が充実している	9	9	
		28 事業の内容等 ◆料金設定、他の施設にない独自の特色があるか	9	9	
		29 苦情・要望対応 ◆苦情・要望等の対応の適切さ ◆コールセンターの職員の対応、適切さ ◆利用者の要望に応える努力が伺えるか	9	12	
合計点			133 （満点=200点）	134 （満点=200点）	43.5 （満点=65点）

【評価委員会評価結果】



※評価結果は評価委員会が行う。
※小数点以下は切り捨て、整数とする。

<評価委員会評価基準>

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			～			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
65	39	59点以上	54点以上	49点以上	44点以上	39点以上	36点以上	35点以下
			58点以下	53点以下	48点以下	43点以下	38点以下	
得点率		90%以上	～	83%以下	67%以上	～	59%以下	54%以下

※「標準点」…評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

<p>件名</p>	<p>千住一丁目地区無電柱化事業について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>道路整備室工事課 都市建設部都市計画課</p>
<p>内容</p>	<p>「足立区無電柱化推進計画」におけるチャレンジ路線として、千住一丁目地区の無電柱化を進めている。については、その現状と課題について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 施工範囲 千住一丁目30番先の再開発周辺で無電柱化を進めている。</p>  <p>2 現状と課題</p> <p>(1) 地上機器（変圧器）については、歩道がないことから千住一丁目30番の再開発敷地内に設置するために、設置協定を締結した。</p> <p>(2) 電柱が無くなるため、標識や街路灯の新たな設置が必要になる。</p> <p>(3) 工事は、地下埋設物の支障移設や電線共同溝本体工事、民地への引込管、電柱抜柱、道路の復旧等、長期の期間を要する。</p>

3 今後の予定

年度	内 容
令和 2 年度	地下埋設物移設、特殊部設置工事（再開発敷地内工事含む）
令和 3 年度	管路敷設工事
令和 4 年度 ～ 5 年度	民地への引込管工事及び入線工事
令和 6 年度	電柱の抜柱及び道路本復旧

4 概算工事費

当該区間の無電柱化に係る工事費 約 2 億 5 千万円

問 題 点
今後の方針

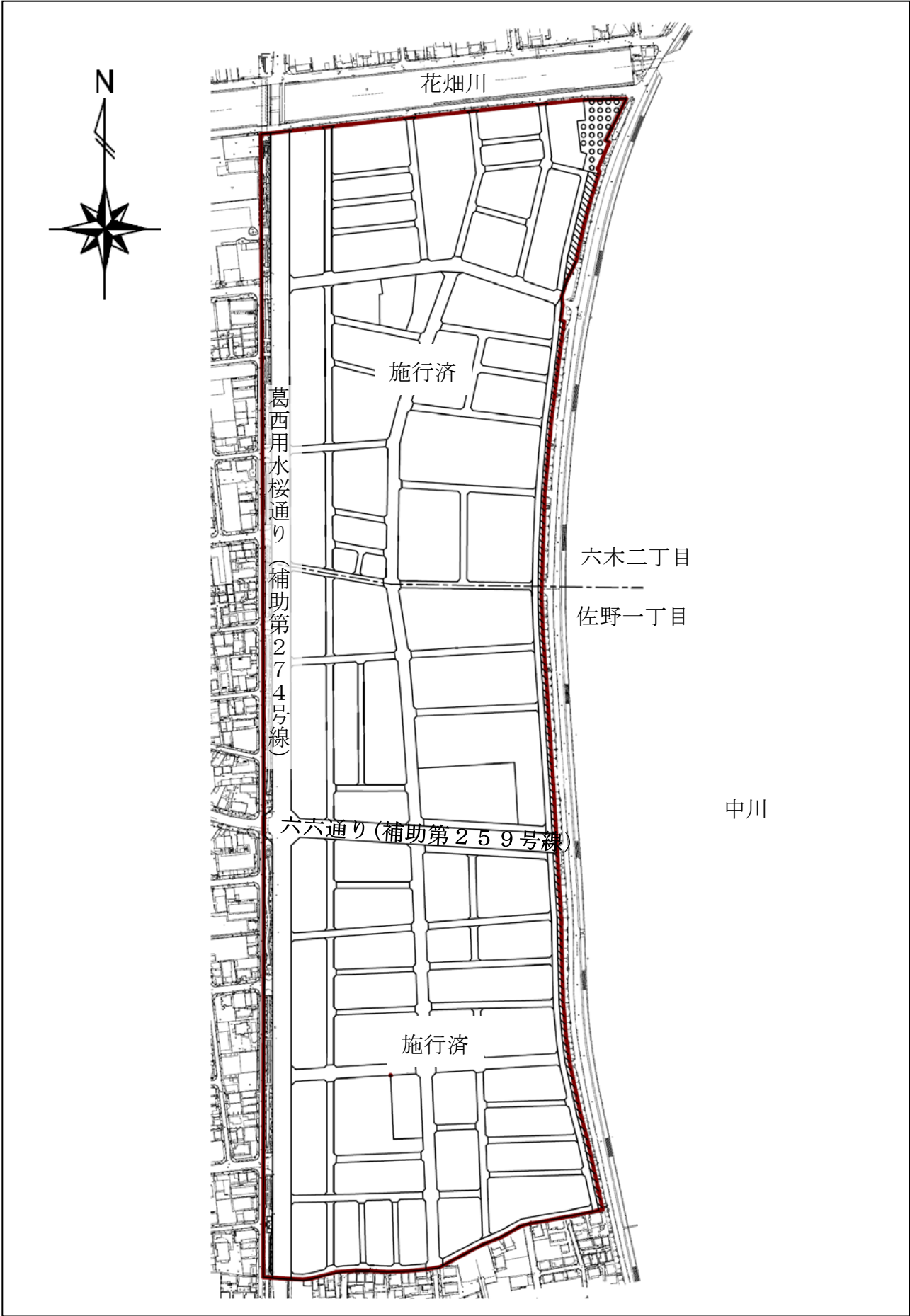
今年度、地下埋設物移設及び特殊部設置工事（再開発敷地内工事含む）を行う。

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

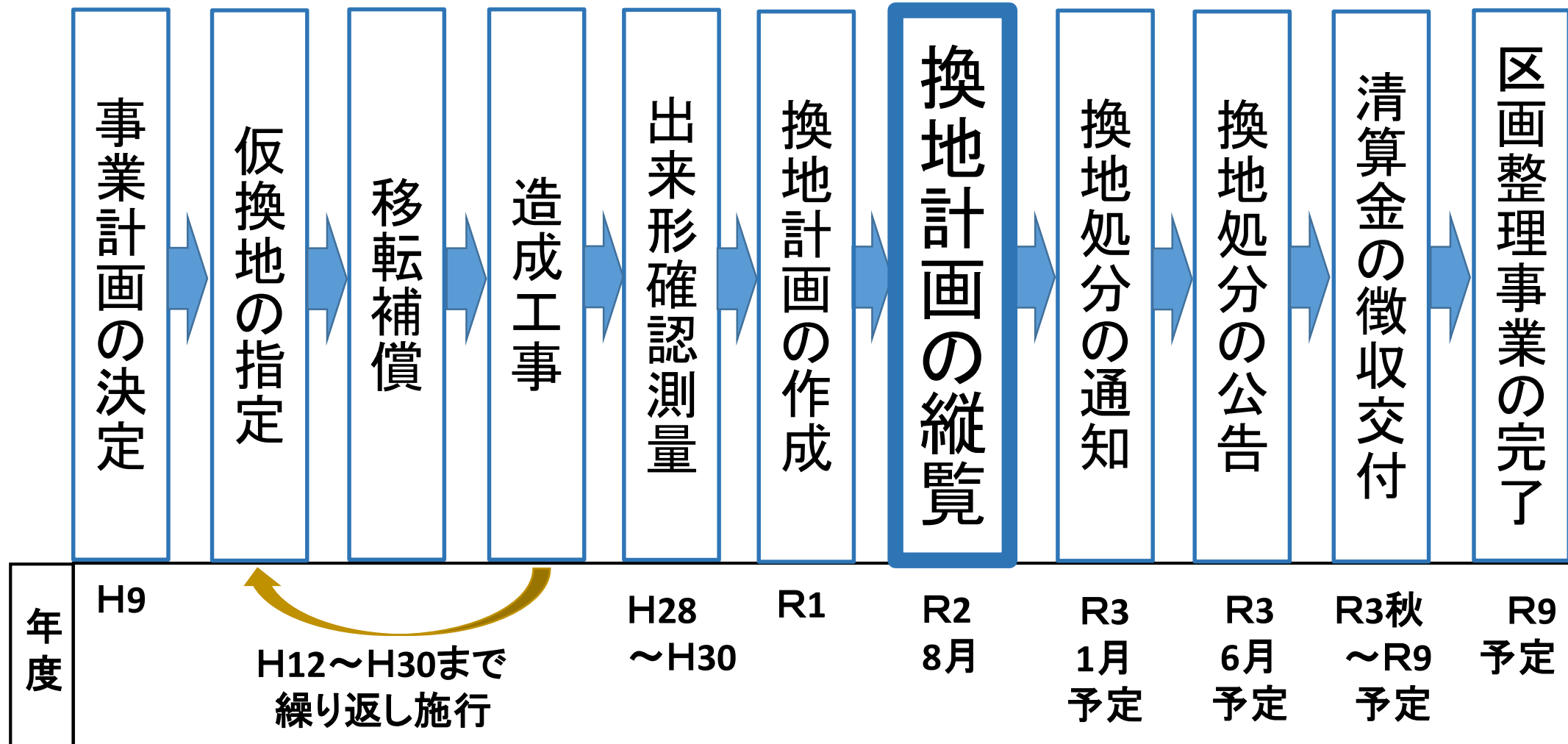
件名	佐野六木土地区画整理事業換地計画に関する縦覧の実施結果について
所管部課名	道路整備室街路橋りょう課
内容	<p>換地計画に関する縦覧を、土地区画整理法第88条第2項の規定に基づき実施したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 事業の概要</p> <p>(1) 施行面積 約24.8ha</p> <p>(2) 施行区域 佐野一丁目の一部及び六木二丁目の一部 施行箇所図(別紙1参照 P21)</p> <p>(3) 土地権利者数 925名(うち借地権者7名)</p> <p>(4) 事業期間 平成9年(1997年)4月1日～ 令和9年(2027年)3月31日</p> <p>(5) 事業費 約310億円</p> <p>2 縦覧の実施結果</p> <p>(1) 日時 令和2年8月18日～8月31日(土日含む2週間) 午前9時～午後5時</p> <p>(2) 場所 佐野六木区画整理地区事務所(六木二丁目2番11号)</p> <p>(3) 来場者数 32人</p> <p>(4) 意見書提出 4名4件 清算金が高額(2件)、清算金の減額(2件)</p> <p>※ 提出された意見書は、10月29日に開催される佐野六木土地区画整理審議会において、その内容を審査し、処理方針を決定する。</p> <p>3 その他</p> <p>縦覧の混雑を避けるため、事前に個別説明会を実施し、希望する権利者に対して個別で説明した(令和2年7月20日～8月9日)。</p> <p>※ 来場者 146人</p> <p>また、個別説明会と縦覧を開催している期間において、電話による問い合わせがあった権利者に対しても個別説明を行った。</p> <p>※ 電話説明 138人</p> <p>4 今後の予定(別紙2参照 P22)</p>
問題点 今後の方針	令和3年6月の換地処分に向けて、着実に事業を進めていく。

施行箇所図



佐野六木土地区画整理事業の流れ

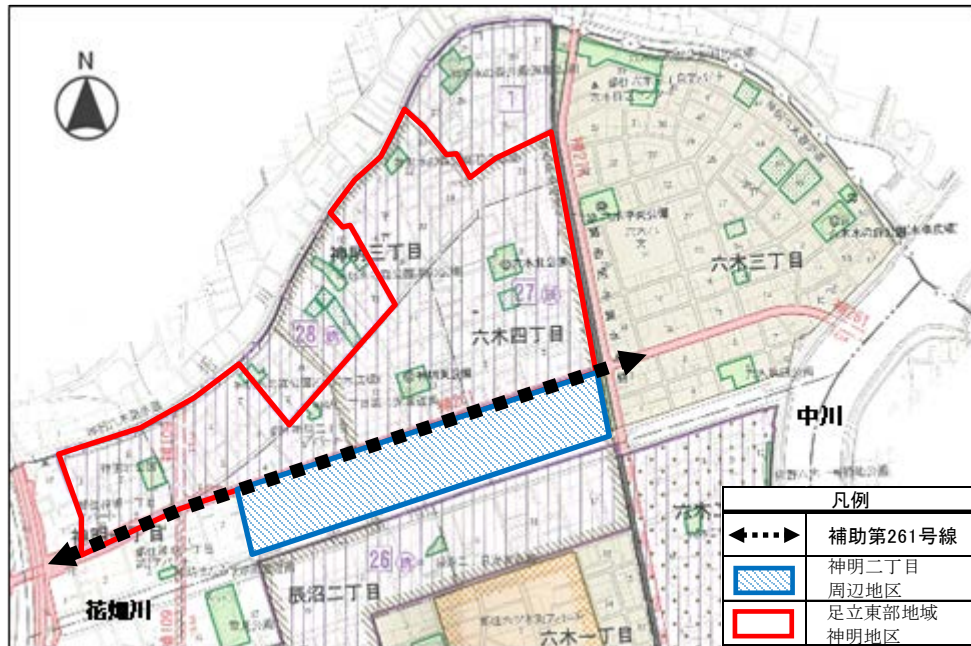
別紙2



建設委員会報告資料

令和2年10月5日

件名	神明二丁目周辺地区まちづくりの取組み状況について
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 中部地区まちづくり担当課
内容	<p>神明二丁目周辺地区まちづくり協議会を開催し、地区計画原案の説明資料を地域に配布したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 神明二丁目周辺地区まちづくり協議会（第2回）開催結果 新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、間隔・換気・消毒など適切な対策を行いながら、以下のとおりまちづくり協議会を開催した。</p> <p>(1) 開催日時 令和2年8月24日（月）午後7時～午後8時 (2) 開催場所 佐野地域学習センター (3) 参加者 神明仲町会、六木四丁目町会、シャルム綾瀬自治会の各代表者 計7名 (4) 内容 ア 神明二丁目周辺地区地区計画原案（新規）について イ 足立東部地域神明地区地区計画原案（変更）について (5) 主な意見等 Q1：富士見橋架け替えの形態に応じて地区計画は変更するのか。 A1：現時点では変更しない。 Q2：補助第261号線の早期整備について区から都へ要望してほしい。 A2：承知した。</p> <p>2 地区計画原案の説明資料配布結果 (1) 配布日 令和2年9月10日（木） (2) 配布数 神明二丁目周辺地区 約800枚 足立東部地域神明地区 約2,100枚 ※ 配布範囲は次頁の図のとおり (3) 質問等受付 令和2年9月10日～24日 (4) 主な質問等 Q1：自分の敷地にどのような制限が掛かるのか？ A1：質問者の地区区分ごとに建築物等のルールを説明。 Q2：立ち退きが必要になるのか？ A2：立ち退きは必要ない。地区施設道路は建替えに合わせて敷地を後退して頂く計画。</p>



3 今後の予定

年 月	内 容
令和2年 9月25日～10月16日	16条縦覧・意見書提出
12月上旬～中旬	17条縦覧・意見書提出
12月下旬	都市計画審議会
令和3年 3月上旬	地区計画策定
3月上旬	まちづくり協議会解散

問 題 点
今後の方針

地域住民の意見を踏まえながら、令和3年3月の地区計画策定を目指す。

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

件名	西新井大師周辺地区まちづくり協議会（第51回）の開催結果について				
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 地域のちから推進部地域調整課 資産管理部営繕管理課				
内 容	<p>西新井大師周辺地区まちづくり協議会（第51回）の開催結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 西新井大師周辺地区まちづくり協議会（第51回）</p> <p>（1）開催日時 令和2年9月15日（火） 午後6時00分～午後7時30分</p> <p>（2）場 所 西新井区民事務所 302会議室</p> <p>（3）参加者 地元町会自治会等 12名</p> <p>（4）内 容</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 会則の変更および新会員（まちづくりカウンセラー）について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 西新井区民事務所の仮移転および解体工事について</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他</p> <p>（5）主な質疑</p> <p style="padding-left: 20px;">Q：西新井区民事務所と住区センターの合築施設の新プランは、いつ示されるのか？</p> <p style="padding-left: 20px;">A：年内中には提示する。</p> <p>（6）今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年10月</td> <td>西新井区民事務所解体工事着手</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和2年10月	西新井区民事務所解体工事着手
年 月	内 容				
令和2年10月	西新井区民事務所解体工事着手				
問題点 今後の方針	事業の進捗状況について、協議会等を通じて情報発信し、地域の意見をまちづくりに反映させていく。				

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

件名	足立区関原の森関連施設の指定管理者業務評価結果について																			
所管部課名	市街地整備室密集地域整備課																			
内 容	<p>足立区関原の森関連施設（関原の森・愛恵まちづくり記念館、まちづくり工房館）の令和元年度業務について、足立区関原の森関連施設指定管理者選定等審査会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、以下のとおり報告する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、合議によらず、書面の送受により実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主な業務内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の利用・貸出等管理業務 (2) 施設の維持管理業務 (3) 自主事業の実施等 2 指定管理者 特定非営利活動法人あだち・まちづくり・コモンズ （代表者 理事長 中島 勝正） 3 指定管理期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日 4 指定管理料（決算額） 令和元年度 2472万0892円（税込） 5 評価対象期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日（5年目） 6 評価委員会開催日（答申日） 令和2年8月11日 7 評価委員会委員構成（計6名） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 30%;">氏名</th> <th style="width: 50%;">役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学識経験者 (有識者含む)</td> <td style="text-align: center;">大塚 高雄 【委員長】</td> <td style="text-align: center;">一般社団法人東京都造園緑化業協会 元参与</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平松 美恵子</td> <td style="text-align: center;">不動産鑑定士</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区内のまちづくりに関する 団体の構成員</td> <td style="text-align: center;">関寺 久夫</td> <td style="text-align: center;">本木関原住区センター 管理運営委員会副委員長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">田中 光義</td> <td style="text-align: center;">まちづくりカウンセラー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区 職 員</td> <td style="text-align: center;">飯塚 尚美</td> <td style="text-align: center;">中央図書館長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半貫 陽子</td> <td style="text-align: center;">学務課長</td> </tr> </tbody> </table>		種別	氏名	役職等	学識経験者 (有識者含む)	大塚 高雄 【委員長】	一般社団法人東京都造園緑化業協会 元参与	平松 美恵子	不動産鑑定士	区内のまちづくりに関する 団体の構成員	関寺 久夫	本木関原住区センター 管理運営委員会副委員長	田中 光義	まちづくりカウンセラー	区 職 員	飯塚 尚美	中央図書館長	半貫 陽子	学務課長
種別	氏名	役職等																		
学識経験者 (有識者含む)	大塚 高雄 【委員長】	一般社団法人東京都造園緑化業協会 元参与																		
	平松 美恵子	不動産鑑定士																		
区内のまちづくりに関する 団体の構成員	関寺 久夫	本木関原住区センター 管理運営委員会副委員長																		
	田中 光義	まちづくりカウンセラー																		
区 職 員	飯塚 尚美	中央図書館長																		
	半貫 陽子	学務課長																		

8 評価方法

- (1) 指定管理者による自己評価
- (2) 担当課による日常点検、ヒアリング等に基づく評価
- (3) 評価委員会による提出資料の確認および書面による質疑に基づく評価

<提出資料>

- ・ 基本協定書
- ・ 事業報告書
- ・ 研修等実施報告書
- ・ 労働条件チェックシート
- ・ 年度協定書
- ・ 収支報告書
- ・ 自主事業実施報告書
- ・ 業務従事者一覧表等

9 評価結果

令和元年度		平成 30 年度	
評価点	総合結果	評価点	総合結果
48 点	B+	46 点	B+

(評価項目及び評価基準は、別紙「業務評価シート」参照 P 2 8 ~ 3 0)

10 評価委員会での主な意見と対応等

- (1) 「記録的短時間大雨」への対応について、緊急時対応マニュアルを今日の異常気象に対して機能するように見直してほしい。

【対応策】

足立区地域防災計画に準じ、早期の情報収集に努めて対応する。また台風など数日前から情報が明らかになっている場合は、臨時休館などの対応をする。

- (2) SNSを活用した「関原の森のつぶやき」等の取り組みについて、情報発信の頻度を増やし、施設のPRを強化してほしい。

【対応策】

7月から、事業告知だけでなく「季節のたより」や施設利用状況を多く取り入れるなど、内容を充実させたくうえで頻度を増やし、PR強化に取り組んでいる。今後も、継続していく。

- (3) 興本図書館等の地域の施設・団体との連携により、関原の森の充実やPRを図ってほしい。

【対応策】

同図書館と連携することにより、愛恵まちづくり記念館談話室の図書の実を高めるとともに、エル・ソフィアなど周辺地域の施設と連携し、PRにも力を入れていく。

11 評価結果の公表

区ホームページに令和2年11月上旬に掲載予定。

問題点
今後の方針

今回の業務評価結果を踏まえ、すでに指定管理者に改善に向けた具体的な対応を求めており、引き続き業務が確実に履行されるよう指導する。

令和2年度 関原の森・愛恵まちづくり記念館及びまちづくり工房館 業務評価シート

【評価対象年度】令和元年度【自己評価】令和2年6月22日【評価委員会】令和2年8月11日

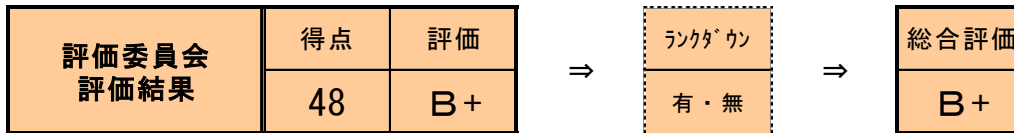
【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり(水準クリア)：3点
水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理状況	適切な管理の履行	協定(基本協定、年度協定)や事業計画に沿って適切に管理が行われているか	指 定 管理者	担当課	評価委員会
		開館と料金の設定 ◆計画どおりの開館、料金設定がされているか	3	3	3.6 (満点 =5点)
		施設・設備の保守点検(内容、回数等) ◆設備管理計画及び実施状況 エレベーター(月1回)、空調設備(年3回)、自動ドア(年2回)、 ゲートシャワー(年2回)	4	4	
		施設の清掃(施設の清潔さ) ◆建物内(床・トイレ・ガラス・窓枠・照明器具等) ◆建物外(除草・落ち葉・ベンチ・噴水施設等)	5	4	
		人員配置(配置数、配置箇所、専門性等) ◆適切な人員配置：常駐施設管理者など	4	3	
		人材育成の取組み(専門性向上、待遇向上) ◆研修の計画、開催：接遇研修、維持管理研修など ◆スタッフミーティング等における定期的な業務実施手順 の見直し	4	4	
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指 定 管理者	担当課	
		施設・設備の安全性の確保 ◆専門機関による消防用設備の保守点検(年2回)等の計画及び実 施状況	4	4	4.0 (満点 =5点)
		防災への配慮 ◆防火管理者を配置し、防火管理計画を策定している ◆防災訓練等の計画及び実施状況	4	4	
		防犯への配慮 ◆館内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している ◆全職員に鍵管理マニュアルによる鍵の管理方法等が明確 にされている	4	4	
	緊急時への対応	事故等への対応は確保されているか	指 定 管理者	担当課	
		事故への対応 ◆緊急連絡網が作成されている ◆適正な緊急時対応マニュアルが策定され、職員に周知されてい る。 ◆人身事故等発生時の体制整備：緊急連絡網及び緊急時対応 マニュアルに沿った体制になっているか	4	4	3.5 (満点 =5点)
人材育成の取組み ◆事故対応等の研修の計画、開催：事故対応研修など		4	3		
効率的な施設管理	効率的な施設管理を行っているか	指 定 管理者	担当課	評価委員会	
	管理運営の効率化 ◆管理運営経費の適正化	4	4	3.8 (満点 =5点)	
	環境への配慮による効率管理 ◆7R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペ ア、リファイン、リターン)による物品調達、ゴミの削減 ◆エコな光熱水費の運用(こまめな消灯、省エネ製品への更新)	4	4		

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理状況	法令等の遵守（※倫理性も含む）	個人情報保護、公契約条例等は遵守されているか	指 定 管理者	担当課	評価委員会
		個人情報保護の取組み ◆内部規定の策定、研修の計画、開催、外部主催の研修への参加：個人情報取り扱い研修など	3	3	3.5 (満点 =5点)
		各種法令等の遵守 ◆研修の計画、開催、外部主催の研修への参加 ：コンプライアンス研修など	3	3	
		利用記録等各種情報の管理 ◆保管場所の施錠	4	4	
		個人情報事故への対応 ◆個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生しなかったか	4	4	
	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指 定 管理者	担当課	評価委員会
		収支状況(安定的な運営) ※区との協定に基づく管理経費と ◆収入の状況：元年度実績(25,232千円) して、受け入れ及び支出した金額 ◆支出の状況：元年度実績(24,721千円) ◆30年度収入(25,000千円)、支出(24,927千円)	4	4	4.3 (満点 =5点)
		経理・現金に関する書類等の管理 経理処理 ◆経理の明確な区分 ◆帳簿、関係書類の整備、保存、これらによる経理状況の明確化	5	5	
		経理を担当する職員 ◆経理責任者等の配置	5	5	
	事業効果	事業の取組	事業計画及び提案書どおりのサービスが提供されているか	指 定 管理者	担当課
事業の企画、実施、成果 ◆自主事業の実施：自主事業計画書に沿って実施しているか ◆独自提案・先進的事业の実施：新規提案事業の計画及び実施状況 ◆参加者のニーズの把握：利用者からの声を反映した事業の計画及び実施状況			4	4	4.0 (満点 =5点)
その他事業の取組み ◆地域連携及び貢献			4	4	
施設のイメージアップの取組		施設のイメージアップについての取組みがされているか	指 定 管理者	担当課	評価委員会
		利用促進への取組み ◆ホームページ、SNS等の充実 ：更新等随時行っているか その他PRへの取組み ◆独自の取組み ：地域連携や独自的手段によるPRを行っているか	4	3	3.5 (満点 =5点)
利用の状況		事業計画どおりの利用状況となっているか	指 定 管理者	担当課	
		利用者数(環境の変化など外部要因を考慮) ◆利用者数について(元年度13,129人 30年度14,233人) 施設の稼働率 ◆関原の森・会議室・談話室の稼働率 (元年度10.5% 30年度11.1%)	4	4	3.5 (満点 =5点)
地域連携		他団体と連携した取組みを行っているか	指 定 管理者	担当課	
		他団体との事業連携 ◆連携した事業：連携した事業の計画及び実施状況 他団体との施設管理面での連携 ◆連携した管理体制：事件・事故等に対する連携した危機管理体制が整っているか	4	3	3.4 (満点 =5点)
			4	4	

大項目	中項目	確認項目				
		評価点				
事業効果	(アンケート調査等による) 利用者の満足度	利用者の満足を得られているか(係数×3)		指定管理者	担当課	評価委員会
		職員の接客対応 ◆職員の親切さ、説明のわかりやすさ等	12	15	11.2 (満点=15点)	
		事業の企画内容等 ◆企画内容の充実、企画の豊富さ、料金設定等	12	9		
		施設に関すること ◆施設の清潔さ、使いやすさ、案内サイン等	12	9		
		苦情・要望対応 ◆苦情・要望等の対応の適切さ	12	12		
合計点		156 (満点=195点)	147 (満点=195点)	48.3 (満点=65点)		

【評価委員会評価結果】



※評価結果は評価委員会が行う。
 ※小数点以下は切り捨て、整数とする。

<評価委員会評価基準>

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			～			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
65	39	59点以上	54点以上 58点以下	49点以上 53点以下	44点以上 48点以下	39点以上 43点以下	36点以上 38点以下	35点以下
得点率		90%以上	～	83%以下	67%以上	～	59%以下	54%以下

※「標準点」…評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。
 ※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

件名	都市防災不燃化促進事業の延伸について								
所管部課名	市街地整備室密集地域整備課								
内容	<p>補助第138号線西新井駅西口その1工区地区（別紙参照 P32）の都市防災不燃化促進事業期間を5年間延伸するので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 事業概要</p> <p>（1）事業区域 補助第138号線（補助第100号線から関原通りまで） 沿道30m（面積2.4ha、延長0.4km）</p> <p>（2）現在の事業期間 平成28年度～令和2年度（事業導入 平成18年9月7日）</p> <p>（3）令和元年度末の不燃化率 50.0%（事業開始時 16.5%）</p> <p>2 事業延伸理由 延焼遮断帯として機能する不燃化率60%を達成するため。</p> <p>3 延伸後の事業期間 令和3年度～令和7年度（5年間延伸）</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年月</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年2月</td> <td>東京都へ申請書を提出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月</td> <td>東京都承認</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月</td> <td>事業延伸</td> </tr> </tbody> </table>	年月	内容	令和3年2月	東京都へ申請書を提出	3月	東京都承認	4月	事業延伸
年月	内容								
令和3年2月	東京都へ申請書を提出								
3月	東京都承認								
4月	事業延伸								
問題点 今後の方針	東京都と連携を密にして、来年度確実に事業を継続し不燃化率を上げていく。								

都市防災不燃化促進事業 補助第138号線西新井駅西口その1工区地区
 補助第138号線の尾竹橋通りから関原通りの沿道30mの区域

別紙



建設委員会報告資料

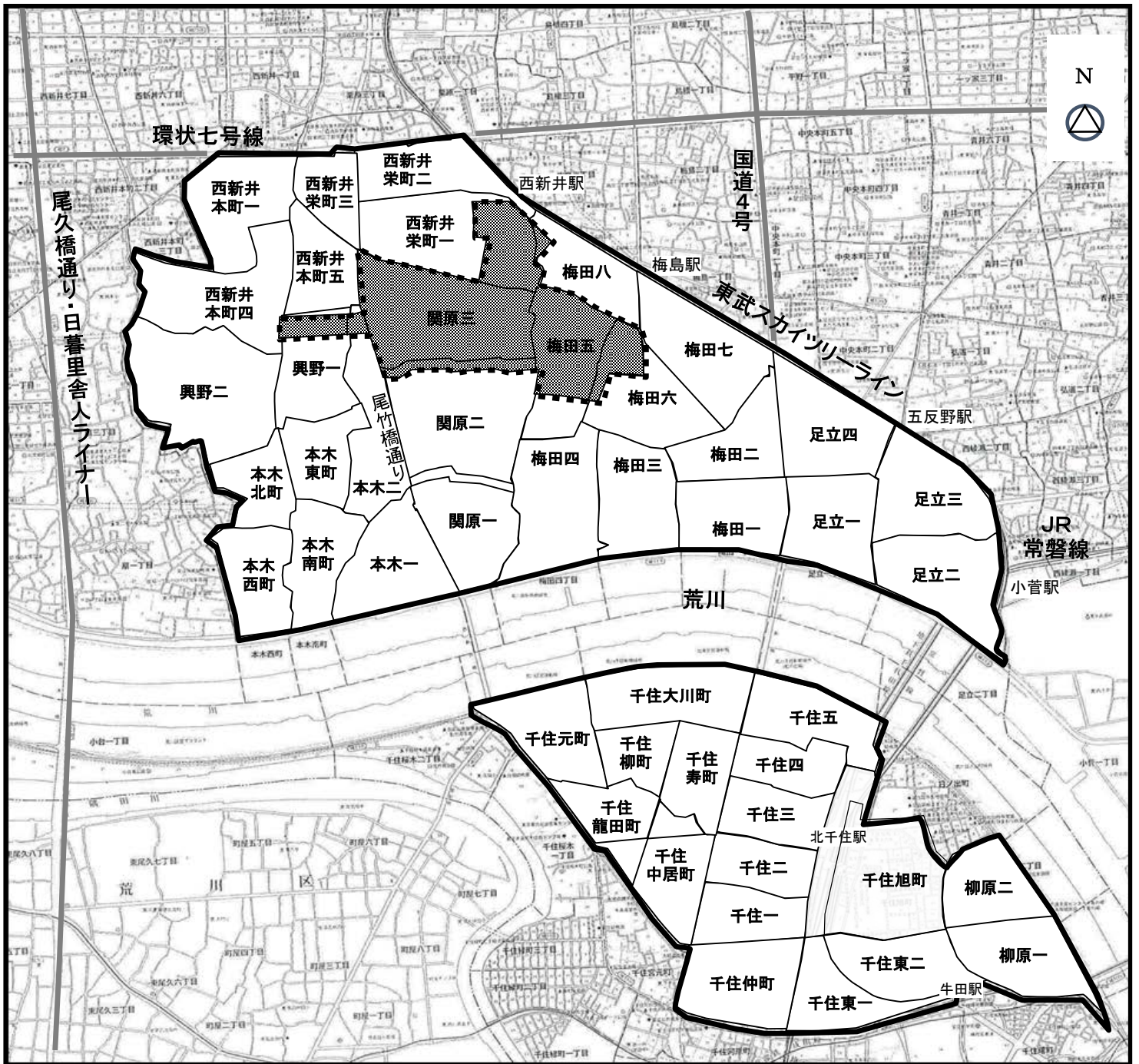
令和2年10月5日

件名	不燃化特区制度の延伸について																	
所管部課名	市街地整備室密集地域整備課																	
内 容	<p>不燃化特区制度の事業延伸を行うため、足立区不燃化特区内における特別な支援実施要綱の一部を改正したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 要綱改正の概要</p> <p>(1) 助成期限を5年間延伸するため、要綱の期限を付則に追加した。</p> <p>(2) 申請書類の変更</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 手続きを簡素化するため、「工事着手報告書」を廃止した。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 申請を取り下げる「助成申請取下げ・取りやめ届出書」を整備した。</p> <p>2 新旧対照表 別紙1参照 P34～35</p> <p>3 不燃領域率</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区 (別紙2参照 P36)</th> <th style="text-align: center;">令和元年度末</th> <th style="text-align: center;">新目標値※ (令和7年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">西新井駅西口周辺</td> <td style="text-align: center;">54.5%</td> <td style="text-align: center;">65.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">足立区中南部一帯</td> <td style="text-align: center;">61.9%</td> <td style="text-align: center;">68.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">※ 平成28年度時点の不燃領域率から10%上げた目標値 (東京都防災都市づくり推進計画より)</p> <p>4 不燃化特区延伸手続きのスケジュール</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 月</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年 9月</td> <td style="text-align: center;">不燃化特区指定事前申請</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11月</td> <td style="text-align: center;">不燃化特区指定申請</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年 1月～3月</td> <td style="text-align: center;">不燃化特区指定通知</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 施行年月日 令和2年9月1日</p>	地区 (別紙2参照 P36)	令和元年度末	新目標値※ (令和7年度末)	西新井駅西口周辺	54.5%	65.0%	足立区中南部一帯	61.9%	68.0%	年 月	内 容	令和2年 9月	不燃化特区指定事前申請	11月	不燃化特区指定申請	令和3年 1月～3月	不燃化特区指定通知
地区 (別紙2参照 P36)	令和元年度末	新目標値※ (令和7年度末)																
西新井駅西口周辺	54.5%	65.0%																
足立区中南部一帯	61.9%	68.0%																
年 月	内 容																	
令和2年 9月	不燃化特区指定事前申請																	
11月	不燃化特区指定申請																	
令和3年 1月～3月	不燃化特区指定通知																	
問題点 今後の方針	<p>都のスケジュールにより順次、手続きを行うとともに、令和3年度予算に反映し、チラシ配布、ホームページ、広報等により区民への周知を図っていく。</p>																	

足立区不燃化特区内における特別な支援実施要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区不燃化特区における特別な支援実施要綱 26足都密発第703号 区長決定</p> <p>第1条から第21条（省略） （着手報告）</p> <p>第22条 <u>第20条第2項第1号の規定により助成内定通知書を受けた者（以下「助成内定者」という。）は、助成対象となる建築工事又は老朽建築物の除却工事に着手したときは、工事着手報告書（別記第4号様式）により区長に報告しなければならない。</u> （変更申請等）</p> <p>第23条第1項から第2項（省略）</p> <p><u>3 助成内定者が工事を取り止めようとするとき又は助成金の交付を辞退しようとするときは、助成申請取り止め届出書（別記第7号様式）を区長に提出するものとする。</u></p> <p>第24条から第43条（省略） 付 則（省略） 付 則 （31足都密発第1481号 令和元年8月8日 区長決定） （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、令和元年8月9日から施行する。 （失効）</p> <p>2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和2年度足立区予算が成立した場合における当該予算に係る助成金の交付に関しては、その手続が終了するまでの間、なお効力を有するものとし、第31条の規定による防災上危険な老朽建築物除却後の更地の適正管理の確認等に関しては、令和7年6月30日までの間、なお効力を有する。</p>	<p>○足立区不燃化特区における特別な支援実施要綱 26足都密発第703号 区長決定</p> <p>第1条から第21条（現行のとおり） （着手報告）</p> <p>第22条 削除</p> <p>（変更申請等）</p> <p>第22条第1項から第2項（現行のとおり）</p> <p><u>3 申請者が助成内定通知書（別記第2号様式）を受け取る前に申請を取り下げようとするときは、助成申請取下げ・取りやめ届出書（別記第7号様式）を区長に提出するものとする。</u></p> <p><u>4 助成内定者が工事を取りやめようとするとき又は助成金の交付を辞退しようとするときは、助成申請取下げ・取りやめ届出書（別記第7号様式）を区長に提出するものとする。</u></p> <p>第23条から第42条（現行のとおり） 付 則（現行のとおり）</p>

改正前	改正後
	<p data-bbox="1160 185 2069 256">付 則 (2足都密発第1963号 令和2年9月1日 区長決定) (施行期日)</p> <p data-bbox="1137 268 1805 339">1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。 (失効)</p> <p data-bbox="1137 351 2107 502">2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度の足立区予算が成立した場合における当該予算に係る助成金の交付に関しては、その手続が終了するまでの間、なお効力を有するものとする。</p> <p data-bbox="1137 513 2107 754">3 前項の規定にかかわらず、第4章の規定による助成対象区域のうち別表第6に掲げる「足立一・二・三・四丁目地区防災街区整備地区計画」及び「関原一丁目地区防災街区整備地区計画」の区域に係る同章の規定による助成金の交付に関しては、令和3年3月31日限り、その効力を失うものとする。ただし、令和2年度の助成金の交付に関しては、その手続が終了するまでの間、なお効力を有するものとする。</p> <p data-bbox="1137 766 2107 882">4 第2項の規定にかかわらず、第30条の規定による防災上危険な老朽建築物除却後の更地の適正管理の確認等に関しては、令和12年6月30日までの間、なお効力を有する。</p>



(凡例)

	足立区中南部一帯地区 (645.4ha)
	西新井駅西口周辺地区 (54.8ha)

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

件名	公園施設の指定管理者業務評価結果について
所管部課名	みどりと公園推進室公園管理課
内容	<p>公園施設（3施設）指定管理者の令和元年度業務について、足立区公園施設指定管理者選定等審査会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 公園施設名</p> <p>(1) 花畑公園・桜花亭 所在地 足立区花畑四丁目40番1号 2年目の業務を評価</p> <p>(2) 江北公園の一部及び荒川鹿浜橋緑地の一部（都市農業公園） 所在地 足立区鹿浜二丁目44番1号 3年目の業務を評価</p> <p>(3) 元渕江公園・生物園 所在地 足立区保木間二丁目17番1号 1年目の業務を評価</p> <p>2 花畑公園・桜花亭</p> <p>(1) 主な業務内容</p> <p>ア 花畑公園（広場）の維持管理業務 イ 桜花亭・日本庭園の維持管理業務 ウ 桜花亭施設の利用・貸出等管理業務 エ 文化・啓発事業（自主事業）の企画及び実施 オ 桜花亭内喫茶コーナーの運営業務 等</p> <p>(2) 指定管理者 足立桜花亭グループ 代表者 株式会社松竹園 代表取締役 寶谷 鉄明</p> <p>(3) 指定管理期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>(4) 指定管理料（決算額） 令和元年度 5740万0184円（税込）</p> <p>(5) 評価対象期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日（2年目）</p> <p>(6) 評価委員会開催日 令和2年7月27日</p>

内 容

(7) 評価委員会委員構成 (計6名)

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者 (有識者含む)	石坂 督規 【委員長】	埼玉大学 基盤教育研究センター 教授
	小沼 康子	(一社)日本庭園協会 常務理事
区 民	高橋 和彦	まちづくり推進委員
	杉山 華芳	足立区華道茶道協会
区 職 員	大久保 慎也	生涯学習支援課長
	舟橋 左斗子	シティプロモーション課

(8) 評価方法

- ア 指定管理者による自己評価
- イ 担当課による日常点検、ヒアリング等に基づく評価
- ウ 評価委員会による評価

<提出資料>

1	事業報告書	4	収支報告書
2	利用者満足度調査報告書	5	提案書
3	労働条件チェックシート	6	業務従事者一覧

(9) 評価結果

令和元年度		平成30年度	
評価点	総合結果	評価点	総合結果
48点/65点	B+	43点/65点	B

(評価項目及び評価基準は、別紙1参照 P42~44)

(10) 評価委員会での主な意見と対応等

- ア より多くの人に知ってもらうためにPR方法を工夫してはどうか。

【対応策】

情報を届けたい年齢層に合わせたSNSの使い分けや、近隣の方に向けた案内として、桜花亭の季節の見どころを回覧板で回して頂くなどの方法を検討する。

- イ 桜花亭が文教大学にとって重要な施設になる可能性がある。どう関わっていくか。

【対応策】

共同でのイベント企画のほか、維持管理業務やイベント運営のボランティア、インターンシップなど、様々な可能性を探っていく。

(11) 評価結果の公表

区ホームページに令和2年11月上旬掲載予定。

3 江北公園の一部及び荒川鹿浜橋緑地の一部（都市農業公園）

(1) 主な業務内容

- ア 公園施設、園内植物及び田畑ほかの管理運営
- イ 自然啓発等の事業（自主事業を含む）の企画及び実施
- ウ 会議室・駐車場の利用・貸出等管理業務
- エ レストハウスの運営 等

(2) 指定管理者

体験型有機農業パークマネジメント

代表者 株式会社自然教育研究センター

代表取締役 税所 功一

(3) 指定管理期間

平成29年4月1日～令和4年3月31日

(4) 指定管理料（決算額）

令和元年度 1億4789万7903円（税込）

(5) 評価対象期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日（3年目）

(6) 評価委員会開催日

令和2年7月28日

(7) 評価委員会委員構成（計6名）

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者 (有識者含む)	竹内 将俊 【委員長】	東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科 教授
	小林 久美	東京未来大学 こども心理学部 こども心理学科 教授
区 民	中島 毅	特定非営利活動法人 足立区地 域で子どもを育てる会
	野辺 陽子	鹿浜古内町会
区 職 員	篠崎 努	産業振興課 農業振興係長
	小俣 春美	子ども施設指導・支援担当課 子ども施設指導・支援担当係長

(8) 評価方法

- ア 指定管理者による自己評価
- イ 担当課による日常点検、ヒアリング等に基づく評価
- ウ 評価委員会による評価

<提出資料>

1	事業報告書	4	収支報告書
2	利用者満足度調査報告書	5	提案書
3	労働条件チェックシート	6	業務従事者一覧

内 容	(9) 評価結果			
	令和元年度		平成30年度	
	評価点	総合結果	評価点	総合結果
	53点/65点	A-	50点/65点	A-
	(評価項目及び評価基準は、別紙2参照 P45～47)			
	(10) 評価委員会での主な意見と対応等			
	ア やむなく休耕している田んぼを生き物観察の場として活用している点が評価できる。コロナ禍でも来園者が楽しめる新たな取り組みに期待している。			
	【対応策】			
	感染症対策に十分配慮のうえ、できる限りのプログラムを実施し、生き物や自然の魅力を伝えたり、農業体験の場を提供したりできるよう工夫していく。			
	イ 来園者が安全安心に過ごせるように、不審者対策訓練等の防犯や防災の訓練に、今後も継続して取り組んでほしい。			
【対応策】				
不審者対策訓練は、平成30年度に警察署の協力により実施したが、令和元年度は実施できなかった。今後は、毎年度の訓練実施を継続し、他の訓練や研修実施と合わせ安全性の強化を図る。				
(11) 評価結果の公表				
区ホームページに令和2年11月上旬掲載予定。				
4 元渕江公園・生物園				
(1) 主な業務内容				
ア 元渕江公園の維持管理および管理運営業務				
イ 生物園の維持管理業務				
ウ 生物園の管理運営業務				
エ 自主事業の企画・実施 等				
(2) 指定管理者				
体験型いきものパークマネジメント				
代 表 者 株式会社自然教育研究センター				
代表取締役 税所 功一				
(3) 指定管理期間				
平成31年4月1日～令和6年3月31日				
(4) 指定管理料（決算額）				
令和元年度 2億4465万5738円（税込）				
(5) 評価対象期間				
平成31年4月1日～令和2年3月31日（1年目）				
(6) 評価委員会開催日				
令和2年7月31日				

内 容	(7) 評価委員会委員構成 (計5名)							
	種 別		氏 名		役 職 等			
	学識経験者 (有識者含む)		鈴木 哲也 【委員長】		東京未来大学 こども心理学部 こども心理学科 教授			
			加賀谷 玲夢		帝京科学大学 生命環境学部 アニマルサイエンス学科 講師			
	区 民		中台 恭子		足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会			
	区 職 員		田口 仁美		子どもの貧困対策担当課長			
			川島 康史		竹の塚区民事務所長			
	※6名の予定だったが、1名は怪我のため欠席							
	(8) 評価方法							
	ア 指定管理者による自己評価							
イ 担当課による日常点検、ヒアリング等に基づく評価								
ウ 評価委員会による評価								
<提出資料>								
1		事業報告書		4		収支報告書		
2		利用者満足度調査報告書		5		提案書		
3		労働条件チェックシート		6		業務従事者一覧		
(9) 評価結果								
令和元年度				平成30年度				
評価点		総合結果		評価点		総合結果		
54点/70点		A-		59点/65点		A+		
(評価項目及び評価基準は、別紙3参照 P48～50)								
(10) 評価委員会での主な意見と対応等								
ア 小学校などと連携して、生き物を飼育していく仕組みが作れると良いと思う。								
【対応策】								
他の動物園等と比べ生物園では昆虫等の身近な生き物を多く飼育しているが、既に行っている区内教育機関との意見交換会を通じて、よりニーズの把握を進めていく。								
イ 生き物の解説板の老朽化が目立つ。								
【対応策】								
作成チームを立ち上げ順次更新していく。								
(11) 評価結果の公表								
区ホームページに令和2年11月上旬掲載予定。								
問 題 点 今後の方針	今回の業務評価結果を踏まえ、指定管理者に改善に向けた具体的な対応を求めており、引き続き業務が確実に履行されるよう指導する。							

令和2年度 花畑公園・桜花亭 業務評価シート

【評価対象年度】令和元年度 【自己評価】令和2年5月13日 【評価委員会】令和2年7月27日

【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり(水準クリア)：3点
水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

別紙 1

大項目	中項目	確認項目				
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか（協定事項）		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	3.3 (満点=5点)
		1	開園と料金の設定 ◆計画どおりの開園、料金の設定がされているか	3	3	
		2	施設・設備の保守点検（内容、回数等） ◆設備管理：エレベータ（月1回）、空調等設備（年2回）、遊具点検（月1回以上）など	3	3	
		3	施設内外の清掃・維持管理 ◆日常清掃（毎日）・定期清掃（年6回）、特別清掃（年2回）など	4	4	
		4	管理運営体制（委員会・会議等） ◆適切な施設運営のための委員会・会議等の開催：運営委員会（月1回）、サービス向上会議（月1回）など	3	3	
		5	人員配置（配置数、配置箇所、専門性等） ◆適切な人員配置（必要な専門資格および経験を有した人員の配置など）：防火・防災管理責任者、造園技能士など	4	3	
	6	人材育成の取り組み（専門性向上、接遇向上） ◆定期的な業務手順の見直し、研修の実施、業績悪化防止など	4	4		
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか（協定事項）		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	3.7 (満点=5点)
		7	施設・設備の安全性の確保 ◆利用者の安全を考慮した日常的な自主点検の実施	4	4	
		8	防災への配慮 ◆防火管理者を配置し、防火管理計画を策定 ◆危機管理マニュアルの策定、職員周知 ◆防災訓練（年2回）など	4	3	
		9	防犯への配慮 ◆施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録 ◆施錠の徹底。鍵管理マニュアルによる鍵の管理方法を、職員に周知	4	4	
	10	事故への対応 ◆安全管理マニュアル等の策定、職員周知 ◆ヒヤリハット事例の共有データベース化と更新、職員周知	4	3		
管理状況	法令等の遵守（※倫理性も含む）	個人情報保護等は遵守されているか（協定事項）		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	3.9 (満点=5点)
		必須11	個人情報保護の取り組み ◆内部規定の策定 ◆情報の共有、研修の実施	4	4	
		12	個人情報事故への対応 ◆個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生しなかったか	4	4	
	13	公契約条例の遵守（条例適用施設は必須） ◆台帳の整備がされているか	4	4		
	必須14	各種法令等の遵守 ◆研修の実施	4	3		
	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか（協定事項）		評価点		
		指定管理者	担当課	評価委員会	3.7 (満点=5点)	
15		収支状況（安定的な運営） ※区が支出する光熱水費、維持補修・小破修繕費を除く ◆収入の状況：令和元年度実績（59,223千円） ※令和元年度収入額の目標値（61,702千円） ◆支出の状況：令和元年度実績（59,626千円） ※令和元年度支出額の目標値（61,702千円） ◆平成30年度実績：収入（59,773千円） 支出（59,750千円）	3	3		
16		現金や関係書類等の管理、経理処理 ◆経理の明確な区分 ◆帳簿、関係書類の整備、保存、これらによる経理状況の明確化	4	4		
17	経理を担当する常勤の職員 ◆出納係または経理責任者等の配置	4	4			

大項目		中項目		確認項目			
管理状況	景観や安全の確保	きめ細やかな池や樹木等の維持管理等を行い、日本庭園や自由広場の景観や安全を確保しているか (係数×2)		評価点			
				指定管理者	担当課	評価委員会	
		18	計画的な樹木等の管理と保全 ◆年間計画書による樹木等維持管理（樹木の剪定・伐採計画など） ◆樹木管理等作業内容の記録と確認（前中後の状況を写真等で記録など）	8	8	7.9 (満点=10点)	
		19	安全・安心な自由広場の確保 ◆日常巡回・点検の実施（ごみ拾い・落ち葉清掃・安全点検など） ◆四季を感じさせる場の提供 ◆安全・安心な「じゃぶじゃぶ池」の管理運営など	10	8		
		20	美しい庭園景観と安全の確保 ◆日常巡回・点検の実施（ごみ拾い・落ち葉清掃・安全点検など） ◆お庭番による「魅せる維持管理」 ◆長期的な視点にたった維持管理（庭園の景観構成・バランスの保全など）	8	8		
	21	水質保全と景観を両立した池、堀の管理 ◆ろ過機、滅菌機等の巡回点検 ◆植物等による水質浄化と景観の確保	8	6			
	効率的な施設管理を行っているか		評価点				
	効率的な施設管理			指定管理者	担当課	評価委員会	
		22	管理業務の効率化 ◆本施設の多岐にわたる業務のマニュアルを整備。スタッフの育成に活用 ◆施設利用に関するチェックリストを作成。案内や利用後の確認・点検に活用	4	3	3.8 (満点=5点)	
		23	環境への配慮による効率管理 ◆剪定枝等のチップ化、マルチング材としての活用によるゴミの削減 ◆エコな光熱水費の運用（照明やエアコン等のこまめな調整など）	4	4		
	24	グループ各社の専門性を活かした管理 ◆樹木等の維持管理をグループ各社の直営作業で実施し、経費を削減 ◆軽微な修繕等をグループ各社の直営作業で実施し、経費を削減	4	4			
	事業効果	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか		評価点		
					指定管理者	担当課	評価委員会
			25	サービス向上に向けた取り組み ◆社会的弱者に対する配慮（ユニバーサルサービスの提供など） ◆利用者ニーズの把握によるサービスへの反映	4	3	3.4 (満点=5点)
			26	利用促進への取り組み（広報・PR等） ◆ホームページ・SNSの充実、チラシ・ポスター等の作成 ◆情報誌等への掲載	4	3	
		27	事業の企画・実施・成果 ◆自主事業の実施及び成果	4	3		
28	喫茶コーナーの運営 ◆利用者数：11,265人（来園者の約11.5%）（※平成30年度：12,104人） ◆ギャラリーの運営（展示実施回数7回）（※平成30年度：9回）	4	3				
地域連携・地域貢献	地域特性に配慮し、他団体等と連携した取り組みを行っているか		評価点				
			指定管理者	担当課	評価委員会		
	29	区内施設や各種学校との連携 ◆区施設や他の指定管理者等との連携と成果 連携数 7件（平成30年度：5件） ◆区内小中学校や高校、大学との連携と成果 連携数 1件（平成30年度：1件）	4	3	3.6 (満点=5点)		
30	町会等、近隣住民やその他との連携 ◆町会等や商業施設ほかとの連携と成果 連携数3件（平成30年度：2件）	4	4				
31	区内の人材活用 ◆区内在住者等の人材活用（講師など）	4	4				

大項目中項目		確認項目				
事業効果	利用の状況	計画どおりの利用状況となっているか (※花畑記念庭園・桜花亭部分)		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		32	総来園者数(環境の変化など外部要因を考慮) ◆年間来園者数(98,140人) ※来園者数の目標値(119,646人) 平成30年度の来園者数(104,149人) 指定管理5年目の目標(126,969人)	3	3	3.0 (満点=5点)
	33	施設利用者数 ◆施設利用者数(28,352人) ※利用者数の目標値(34,200人) 平成30年度の利用者数(28,402人) ◆前年度からの伸び率など	3	3		
	34	施設年間稼働率 ◆施設年間稼働率(32%)※3月時の予約含む ※稼働率の目標値(36%) 平成30年度の稼働率(31%) 指定管理5年目の目標(39%)	3	3		
	利用者の満足度(アンケート調査等による)	利用者の満足を得られているか(協定事項) (係数×3)		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		35	職員の接客対応 ◆職員の対応の良さ(親切さ、説明のわかりやすさ等)【満点5.0点】 対応の良さ:4.6点 ※平成30年度:4.1点	12	12	12.1 (満点=15点)
		36	施設に関すること ◆施設の清潔さ、緑の豊かさ、安全さ、便利さ等【満点5.0点】 清潔さ:4.7点 ※平成30年度:4.4点 緑の豊かさ:4.7点 ※平成30年度:4.0点 安全さ:4.6点 ※平成30年度:4.0点 便利さ:4.5点 ※平成30年度:4.1点	12	12	
	37	事業の企画内容等 ◆アンケート調査の結果【満点5.0点】 イベントの満足度:4.8点 ※平成30年度:4.8点	12	12		
38	意見・要望対応 ◆意見・要望等への対応の適切さ ※総数86件中、解決数76件、計画中ほか10件	12	12			
合計点			195 (満点=250点)	181 (満点=250点)	48.4 (満点=65点)	

【評価委員会評価結果】

評価委員会						
得点	得点率	評価		ランクダウン	総合評価	
48	73%	B+	⇒	無	⇒	B+

※評価結果は評価委員会が行う。

※小数点以下は切り捨て、整数とする。

<評価委員会評価基準>

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			～			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
65	39	59点以上	54点以上	49点以上	44点以上	39点以上	36点以上	35点以下
			58点以下	53点以下	48点以下	43点以下	38点以下	
得点率		90%以上	～	83%以下	67%以上	～	59%以下	54%以下

※「標準点」…評価項目が全て「3」(水準クリア)の評価を受けた場合の得点。

※「A」は満点の0.75倍以上(小数点以下切上)、「C」は満点の0.54倍以下(小数点以下切捨)とする。

大項目中項目		確認項目				
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか(協定事項)		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		1	開園と料金の設定 ◆計画どおりの開園、料金設定がされているか	4	4	3.9 (満点=5点)
		2	施設・設備の保守点検(内容、回数等) ◆設備管理：空調設備(年4回)、遊具(週1回)など	4	4	
		3	施設の清掃・維持管理 ◆日常清掃(毎日)・定期清掃(年6回)、古民家燻蒸(年3回)など	3	3	
	4	人員配置(配置数、配置箇所、専門性等) ◆適切な人員配置(施設運営に必要な専門資格および経験を有した人員の配置など)	4	4		
	5	人材育成の取り組み(専門性向上、接遇向上) ◆定期的な業務実施手順の見直し、研修の実施、業績悪化防止など	4	4		
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか(協定事項)		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		6	施設・設備の安全性の確保 ◆利用者の安全を考慮した日常的な自主点検	4	4	3.5 (満点=5点)
7		防災への配慮 ◆防火管理者を配置し、防火管理計画を策定している ◆毎日2名以上の防災士を配置 ◆防災訓練(年2回)	4	4		
8		防犯への配慮 ◆1日3回以上、チェックシートによる巡回 ◆施錠の徹底。全職員に鍵管理マニュアルによる鍵の管理方法が明確にされている	3	3		
9	事故への対応 ◆緊急連絡網が作成されている ◆事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	3			
管理状況	法令等の遵守(※倫理性も含む)	個人情報保護等は遵守されているか(協定事項)		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		必須10	個人情報保護の取り組み ◆内部規定の策定 ◆情報の共有	4	4	3.6 (満点=5点)
		11	個人情報事故への対応 ◆個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生しなかったか	4	4	
	12	公契約条例の遵守(条例適用施設は必須) ◆台帳の整備がされているか	3	3		
	必須13	各種法令等の遵守 ◆研修の実施	4	4		
	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか(協定事項)		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		14	収支状況(安定的な運営) ※区が支出する光熱水費、維持補修・小破修繕費を除く ◆収入の状況：令和元年度実績(162,513千円) ※令和元年度収入額の目標値(168,111千円) ◆支出の状況：令和元年度実績(165,440千円) ※令和元年度支出額の目標値(168,109千円) ◆平成30年度実績：収入(164,453千円) 支出(164,290千円)	3	3	3.0 (満点=5点)
		15	現金や関係書類等の管理、経理処理 ◆経理の明確な区分 ◆帳簿、関係書類の整備、保存、これらによる経理状況の明確化	3	3	
16	経理を担当する常勤の職員 ◆出納係または経理責任者等の配置	3	3			

大項目中項目		確認項目				
管理状況	効率的な施設管理	効率的な施設管理を行っているか		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		17	スタッフによる効率管理 ◆チェックシートによる施設管理標準化 ◆施設修理の外注削減	3	4	3.8 (満点=5点)
		18	環境への配慮による効率管理 ◆5Rによる物品調達、ゴミの削減 ◆エコな光熱水費の運用(こまめな消灯、省エネ製品への更新など)	3	3	
19	経費削減の取り組み ◆剪定枝のチップ化、落ち葉の堆肥化など	4	4			
事業効果	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		20	サービス向上に向けた取り組み ◆新規事業の取り組み ◆各拠点施設に毎日自然解説員が常駐し、プログラム等を実施	5	5	4.5 (満点=5点)
		21	利用促進への取り組み(広報・PR等) ◆ホームページの充実、ポスター等の作成 ◆情報誌等への広告掲載	4	4	
		22	事業の企画・実施・成果 ◆区指定事業(春の花まつり(五色桜まつり)、秋の収穫祭)の実施及び成果	4	4	
23	自然環境に配慮した取り組み ◆化学肥料や農薬を施さない管理	5	5			
事業効果	農村風景の再現と施設の活用	花、自然、農文化といった公園の魅力を素材として活かした公園運営を行っているか(係数×2)		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		24	公園の管理 田畑・緑地の日常管理状況 ◆年間を通して空きのない畑の作付 ◆年間を通して見せる田んぼの運営・管理 ◆年間を通して楽しめる植栽・花壇など	10	10	9.4 (満点=10点)
	25	公園内各施設の日常活用 ◆ビジターセンターの活用 ◆古民家での催しなど	8	8		
	26	独自提案事業の実施 ◆公園内各施設を活用したイベントの実施と成果	10	10		
	地域連携・地域貢献	地域特性に配慮し、他団体等と連携した取り組みを行っているか			評価点	
			指定管理者	担当課	評価委員会	
27			区内施設や各種学校との連携 ◆区施設や他の指定管理者等との連携と成果 ◆区内小中学校や高校、大学との連携と成果	5	4	4.5 (満点=5点)
28	近隣住民やその他との連携 ◆近隣住民や商業施設ほかとの連携と成果	5	5			
29	区内の人材活用 ◆区内在住者の人材活用 ◆ボランティアの育成など	5	5			

大項目中項目		確認項目					
事業効果	利用の状況	計画どおりの利用状況となっているか		評価点			
				指定管理者	担当課	評価委員会	
		30	総利用者数（環境の変化など外部要因を考慮） ◆年間利用者数（382,162人） ※利用者数の目標値（435,000人） ※平成30年度の年間利用者数（420,398人） ◆前年度からの伸び率など	4	4	3.6 (満点=5点)	
	31	イベント参加者数 ◆イベント総参加者数（95,494人） ※総参加者数の目標値（100,000人） ※実施回数 1,093回（目標：1,200回以上） ※平成30年度の総参加者数（95,063人） ◆前年度からの伸び率など	4	4			
	32	レストハウスの利用 ◆レストハウスの売上（21,378,740円） ※売上の目標値（25,200,000円） ◆販売品目の充実	3	3			
	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか（協定事項） (係数×3)		評価点			
				指定管理者	担当課	評価委員会	
		33	来園者対応 ◆年間対応率 25.0%（95,494人） ※対応率とは入園者数に対する対応者数（情報提供や問合せ、展示解説、プログラム等で対応した人数）の割合を示す。 ※平成30年度 22.6%（95,063人）	12	12	13.3 (満点=15点)	
		34	来園者・イベント参加者の満足度 ◆アンケート調査の結果【満点5.0点】 イベントの満足度 4.76点 ※平成30年度 4.73点	15	15		
	35	意見・要望対応 ◆意見・要望等の対応の適切さ ※総数206件中、解決数206件、計画中ほか0件	12	12			
合計点			178 (満点=220点)	178 (満点=220点)	53.1 (満点=65点)		

【評価委員会評価結果】

評価委員会			⇒	ランクダウン	⇒	総合評価
得点	得点率	評価		無		A-
53	81%	A-				A-

※評価結果は評価委員会が行う。
 ※小数点以下は切り捨て、整数とする。

<評価委員会評価基準>

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			～			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
65	39	59点以上	54点以上	49点以上	44点以上	39点以上	36点以上	35点以下
			58点以下	53点以下	48点以下	43点以下	38点以下	
得点率		90%以上	～	83%以下	67%以上	～	59%以下	54%以下

※「標準点」…評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。
 ※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

令和2年度 元渚江公園・生物園 業務評価シート
 【評価対象年度】令和元年度 【自己評価】令和2年5月13日 【評価委員会】令和2年7月31日
 【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり（水準クリア）：3点
 水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

別紙3

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか（協定事項）	指定管理者	担当課	評価委員会
		1 開園と入園料金の設定 ◆計画どおりの開園、料金設定がされているか	5	4	4.0 (満点=5点)
		2 施設・設備の保守点検（内容、回数等） ◆設備管理：エレベータ（月1回）、自動ドア（年2回）、遊具（月1回）など	3	3	
		3 施設の清掃・維持管理 ◆公園清掃（便所含む）、建物床清掃（毎日）など	5	4	
		4 計画的な植栽管理 ◆植栽の管理：除草・草刈作業、樹木維持管理、草花の植え付けなど	5	4	
		5 人員配置（配置数、配置箇所、専門性等） ◆適切な人員配置（施設運営に必要な専門資格および経験を有した人員の配置など）	5	4	
	6 人材育成の取り組み（専門性向上、接遇向上） ◆定期的な業務実施手順の見直し、必要な教育訓練の実施など	5	4		
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか（協定事項）	指定管理者	担当課	評価委員会
		7 施設・設備の安全性の確保 ◆日常的な自主点検による設備の安全点検（通年）などの実施体制	4	4	3.7 (満点=5点)
		8 防災への配慮 ◆防火管理者を配置し防火管理計画を策定している ◆防災訓練（年2回）	4	4	
9 防犯への配慮 ◆生物園内を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している ◆全職員に鍵管理マニュアルによる鍵の管理方法が明確にされている		3	3		
10 事故への対応 ◆緊急連絡網が作成されている ◆事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	4	4			
管理状況	法令等の遵守（※倫理性も含む）	個人情報保護等は遵守されているか（協定事項）	指定管理者	担当課	評価委員会
		必須11 個人情報保護の取り組み ◆内部規定の策定 ◆研修の実施	4	4	4.1 (満点=5点)
		12 個人情報事故への対応 ◆個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生しなかったか	5	5	
		13 公契約条例の遵守（条例適用施設は必須） ◆台帳の整備がされているか	5	5	
	必須14 各種法令等の厳守 ◆研修の実施	4	4		
	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか（協定事項）	指定管理者	担当課	評価委員会
		15 収支状況（安定的な運営） ※区が支出する光熱水費、維持補修・小破修繕費を除く ◆収入の状況：令和元年度実績（246,934千円） ※令和元年度収入額の予算額（250,795千円） ◆支出の状況：令和元年度実績（249,564千円） ※令和元年度支出額の予算額（250,791千円） ◆平成30年度実績：収入（227,048千円） 支出（226,236千円）	3	3	3.7 (満点=5点)
		16 現金や関係書類等の管理、経理処理 ◆経理の明確な区分 ◆帳簿、関係書類の整備、保存、これらによる経理状況の明確化	4	3	
		17 経理を担当する常勤の職員 ◆出納係または経理責任者等の配置	4	4	
	18 経費削減の取り組み ◆剪定枝のチップ化、落ち葉の堆肥化など ◆施設の長寿命化への体制、きめ細かな補修の実施 ◆光熱水費の削減体制	4	4		

大項目		中項目			確認項目		
事業効果	生き物の飼育	計画どおりの飼育を行っているか			評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会		
		19	蝶の飼育の技術・実績 ◆放蝶：年50種、8,000頭以上 ◆温室・食草温室の維持管理	5	4	4.4 (満点=5点)	
		20	ホタルの飼育の技術・実績 ◆ホタルのタベ、冬のホタル観賞会など	5	4		
		21	蝶・ホタル以外の昆虫飼育の技術・実績 ◆水生昆虫類、バッタ類、陸生甲虫類など	5	4		
		22	魚類・両生類・爬虫類・哺乳類・鳥類の飼育の技術・実績 ◆魚類、両生類、爬虫類、哺乳類、鳥類など	4	3		
	23	希少生物の飼育・繁殖の取り組み ◆ツシマウラボシシジミの域外保全 ◆飼育・繁殖技術の向上など	4	4			
	解説・展示・情報発信	計画どおりの解説業務や展示・情報発信を行っているか			評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会		
		24	解説・プログラムの工夫 ◆インタープリテーションの活用 ◆社会的弱者へ向けた柔軟なプログラム対応	5	4	3.9 (満点=5点)	
		25	展示・デザインの工夫 ◆誰もが見やすいパネルデザインの作成など ◆五感を刺激する展示 ◆ピクトサインによる園内表示	3	3		
	26	区内・外への情報発信力 ◆ホームページやSNSの活用 ◆興味を持たせるポスター・ニュースレターなど ◆ニュースリリース	4	4			
	外遊びプログラム	計画どおりの活動内容となっているか (係数×2)			評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会		
		27	子どもの居場所づくりへの貢献 ◆実施回数・参加者数・リピート率	6	6	5.9 (満点=10点)	
28		スタッフの育成 ◆プレーリーダーの育成、公園あそびボランティアの設立への年次目標と進捗状況	6	6			
29		プレーパークの効果 ◆自分の責任で自由に遊べる場になっているか ◆効果測定方法の確立への年次目標と進捗状況	6	6			
事業効果		計画どおりのサービスが提供されているか			評価点		
		指定管理者	担当課	評価委員会			
	30	サービス向上に向けた取り組み ◆利用時間の延長など	5	4	4.3 (満点=5点)		
	31	事業の企画、実施、成果（プログラム） ◆プログラムの実施 (特別イベント4回、ふれあいプログラム227,523人、導入型プログラム参加率113%、発展型プログラム応募率159%、出張授業6回) ※目標回数 (特別イベント5回、ふれあいプログラム 総入園者数、導入型プログラム参加率100%、発展型プログラム応募率120%、出張授業6回)	5	4			
	32	事業の企画、実施、成果（展示） ◆展示の実施 企画展15回（計画16回）、特別展6回（計画7回）	5	4			
33	公園の活用 ◆さくらフェスタ、わんフェス等の公園を活用した事業 ◆その他、公園を活用したサービスが提供できたか	5	4				

大項目中項目		確認項目					
事業効果	地域連携・地域貢献	地域特性に配慮し、他団体等と連携した取り組みを行っているか		評価点			
				指定管理者	担当課	評価委員会	
		34	区内事業者等との連携 ◆区施設や他の指定管理者との連携及び成果 ◆地元民間企業や商店、商業施設との連携及び成果	5	4	4.4 (満点=5点)	
		35	教育機関との連携 ◆区内大学との連携及び成果	5	4		
		36	区外施設等との連携 ◆全国昆虫施設連絡協議会・日本動物園水族館協会との連携及び成果	5	4		
	37	地域との連携 ◆お土産研究会の活動成果 ◆教育利用研究会の活動成果 ◆地域利用研究会の活動成果	5	4			
			計画どおりの利用状況となっているか		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会		
	38	総来園者数（環境の変化など外部要因を考慮） ◆総来園者数（203,842人） ※来園者数の目標値（220,000人） ◆平成30年度の年間利用者数（221,123人） ◆前年度からの伸び率など	5	4	4.2 (満点=5点)		
	39	ミュージアムショップの運営 ◆売上実績（10,427千円） ※売上額の目標値（10,100千円） ◆販売品目の充実 ◆利用者数、購入者数	5	4			
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか（協定事項） (係数×3)		評価点			
				指定管理者	担当課	評価委員会	
		40	来園者対応 ◆年間対応率：242%（493,356人） ※目標対応率200% (対応率とは入園者数に対する対応者数（情報提供や問合せ、展示解説、プログラム等に対応した人数）の割合を示す。)	15	12	12.1 (満点=15点)	
		41	公園利用者、来園者・イベント参加者の満足度 ◆アンケート調査の結果【満点5.0点】 ※イベントの満足度：4.79点 ※公園利用者の満足度：3.62点	15	12		
42	意見・要望対応 ◆意見・要望等の対応の適切さ ※意見・要望総数 27件中、解決数 26件、検討中 1件 ◆新規事業の取り組み ◆公園利用者アンケートへの対応実績	15	12				
合計点			224 (満点=255点)	194 (満点=255点)	54.7 (満点=70点)		

【評価委員会評価結果】

評価委員会					総合評価	
得点	得点率	評価		ランク ⁺ ウン		
54	77%	A-	⇒	無	⇒	A-

※評価結果は評価委員会が行う。

※小数点以下は切り捨て、整数とする。

<評価委員会評価基準>

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			～			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
70	42	63点以上	59点以上	53点以上	47点以上	42点以上	38点以上	37点以下
			62点以下	58点以下	52点以下	46点以下	41点以下	
得点率		90%以上	～	83%以下	67%以上	～	59%以下	54%以下

※「標準点」…評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

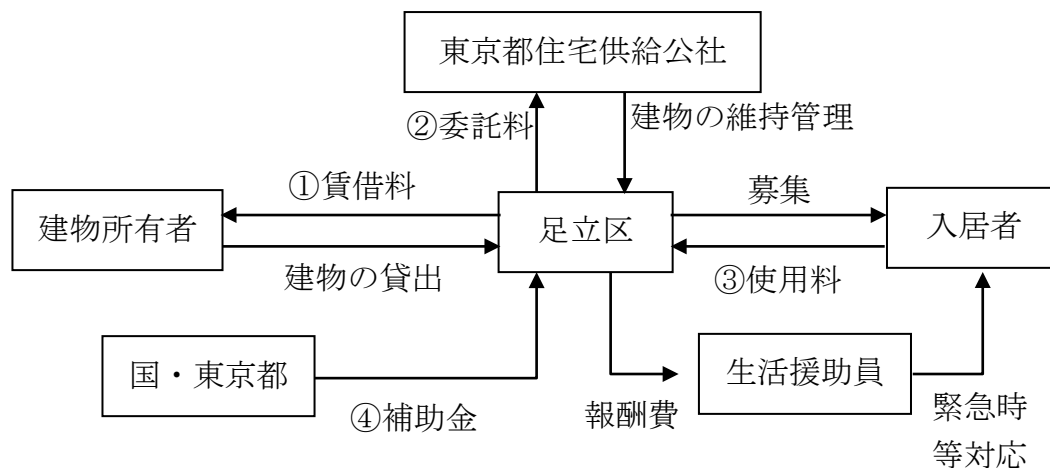
※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

件名	シルバーピア（民間借上高齢者集合住宅）の現状と今後の方針について																																																		
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課																																																		
内 容	<p>シルバーピア（民間借上高齢者集合住宅）について、当初契約から30年（前回の契約更新から10年）が経過しようとしており、契約更新時期が近づいているため、現状と今後の方針について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 現状</p> <p>（1）平成3年度に創設した「足立区高齢者集合住宅借上げ事業実施要綱」に基づき整備した公営住宅で、現在8棟198戸を管理している。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">戸数</th> <th style="width: 20%;">当初契約</th> <th style="width: 20%;">契約終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>東綾瀬</td><td>20戸</td><td>平成5年2月</td><td>令和5年1月</td></tr> <tr><td>2</td><td>入谷</td><td>26戸</td><td>平成5年11月</td><td>令和5年10月</td></tr> <tr><td>3</td><td>谷中</td><td>26戸</td><td>平成5年11月</td><td>令和5年10月</td></tr> <tr><td>4</td><td>西新井</td><td>26戸</td><td>平成7年2月</td><td>令和7年1月</td></tr> <tr><td>5</td><td>梅島</td><td>28戸</td><td>平成7年3月</td><td>令和7年2月</td></tr> <tr><td>6</td><td>鹿浜</td><td>25戸</td><td>平成8年2月</td><td>令和8年1月</td></tr> <tr><td>7</td><td>伊興</td><td>25戸</td><td>平成8年3月</td><td>令和8年2月</td></tr> <tr><td>8</td><td>一ツ家</td><td>22戸</td><td>平成10年4月</td><td>令和10年3月</td></tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>198戸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 当初契約から20年目に10年の契約更新をしている。</p> <p>（2）住宅に困窮した単身高齢者を対象とした住宅で、住宅内に緊急通報装置や手すりを設置するなど、安全への配慮、緊急時の対応を行う生活援助員が常駐している。</p>		施設名	戸数	当初契約	契約終了	1	東綾瀬	20戸	平成5年2月	令和5年1月	2	入谷	26戸	平成5年11月	令和5年10月	3	谷中	26戸	平成5年11月	令和5年10月	4	西新井	26戸	平成7年2月	令和7年1月	5	梅島	28戸	平成7年3月	令和7年2月	6	鹿浜	25戸	平成8年2月	令和8年1月	7	伊興	25戸	平成8年3月	令和8年2月	8	一ツ家	22戸	平成10年4月	令和10年3月		計	198戸		
	施設名	戸数	当初契約	契約終了																																															
1	東綾瀬	20戸	平成5年2月	令和5年1月																																															
2	入谷	26戸	平成5年11月	令和5年10月																																															
3	谷中	26戸	平成5年11月	令和5年10月																																															
4	西新井	26戸	平成7年2月	令和7年1月																																															
5	梅島	28戸	平成7年3月	令和7年2月																																															
6	鹿浜	25戸	平成8年2月	令和8年1月																																															
7	伊興	25戸	平成8年3月	令和8年2月																																															
8	一ツ家	22戸	平成10年4月	令和10年3月																																															
	計	198戸																																																	

(3) シルバーピアの運営と経費（令和元年度決算）



	金額	備考
歳出	23,200 万円	
①賃借料	18,100 万円	
②委託料	3,800 万円	建物の維持管理
その他	1,300 万円	生活援助員報酬等
歳入	7,900 万円	
③使用料	3,800 万円	入居者・生活援助員
④補助金	4,100 万円	国・東京都
歳出－歳入	15,300 万円	

2 今後の方向性

現段階では、以下の2点を次回の契約更新の条件とするよう、検討中である。

- (1) 現契約上、建物所有者の役割となっている大規模改修の実施などを条件とし、契約更新を行う。
- (2) 建物所有者と条件が折り合わない場合、契約更新は行わず、区営住宅更新計画の中で、契約更新されない減少戸数分を確保していく。

問題点
今後の方針

- 1 現在、大規模改修の項目及び改修時期について検討を行っている。
- 2 条件が確定次第、建物所有者との協議を始める予定である。

建設委員会報告資料

令和2年10月5日

件名	都営谷在家アパートの建替えに伴う地区計画の策定について								
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課								
内容	<p>都営谷在家アパートの建替えに伴う地区計画の策定について、都市計画法第16条に基づき原案を作成し縦覧を実施したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 地区計画策定の経緯 当団地は、昭和44年3月に一団地の住宅施設の都市計画を決定し、建設された。建替えにあたっては、一団地の住宅施設を廃止して地区計画の決定が必要である。 地区計画の検討にあたり、事前に建替えの方向性を示す建替まちづくり構想を令和2年4月に策定した。</p> <p>2 地区計画について (1) 地区計画の概要 名称 谷在家三丁目地区地区計画 区域 谷在家三丁目22番外（都営谷在家アパート） 主な内容 別紙参照 P54～55 (2) 地区計画原案の縦覧等 公告 9月9日 縦覧 9月9日～9月23日 意見書受付 9月9日～9月30日 (3) 主な意見 なし</p> <p>3 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年月</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年11月</td> <td>地区計画の案の公告、縦覧、意見書受付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月</td> <td>都市計画審議会で審議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月</td> <td>都市計画決定、告示</td> </tr> </tbody> </table>	年月	内容	令和2年11月	地区計画の案の公告、縦覧、意見書受付	12月	都市計画審議会で審議	12月	都市計画決定、告示
年月	内容								
令和2年11月	地区計画の案の公告、縦覧、意見書受付								
12月	都市計画審議会で審議								
12月	都市計画決定、告示								
問題点 今後の方針	今後、都市計画の手続きを着実に進めていく。								

《1》趣旨・目標

都営谷在家アパートの建替を適切に誘導し、周辺の住宅地に配慮した良好な住環境の形成を図るため、地区計画を決定します。

この地区計画では、良質な住宅の供給を行うとともに、駅に近接した創出用地に公共公益施設を整備することとします。

併せて、周辺の緑と連携した緑のネットワークや、駅や周辺施設等を結ぶ安全で快適な歩行者空間を整備するとともに、まとまりのある広場を配置することで、良好な住環境を継承し、安全・安心で快適に暮らせるまちの形成を目指します。

《2》位置図

日暮里・舎人線谷在家駅から西方約100mに位置



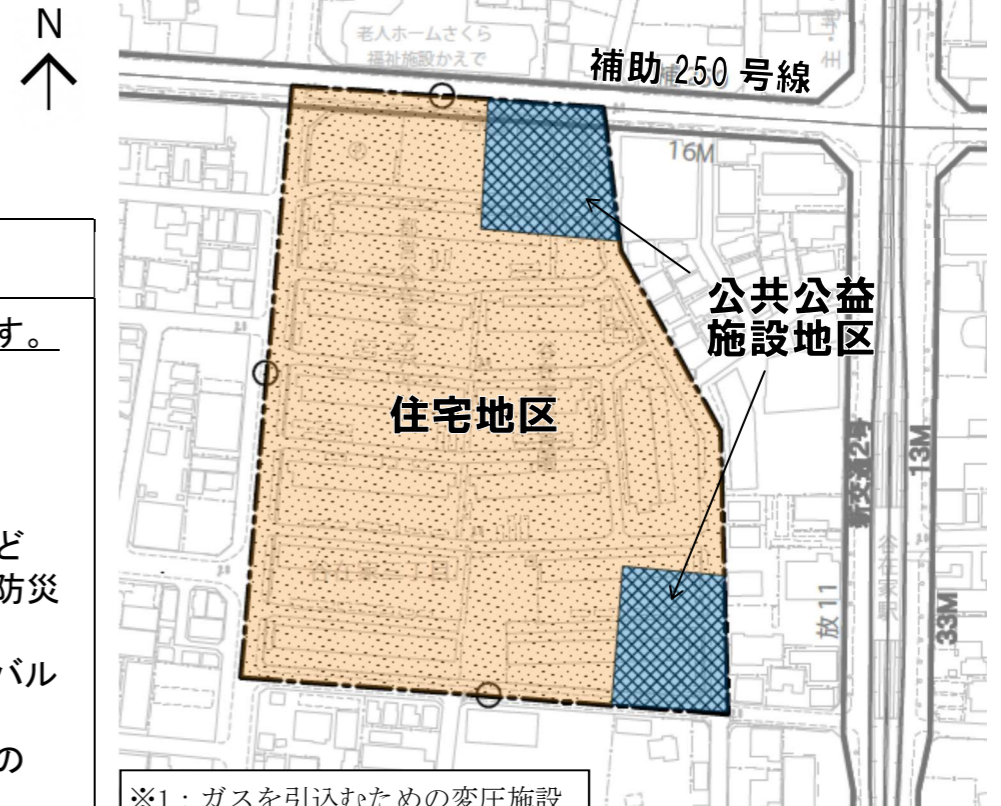
「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)2都市基交著第18号」
 「(承認番号)2都市基街都第80号、令和2年7月7日」
 「(承認番号)2都市基交都第18号、令和2年7月13日」

《3》計画の区域・建築できる用途の制限

地区を2つに分け、それぞれの地区ごとに、建てられる建物を制限します。

【建築物等の用途の制限】

住宅地区	公共公益施設地区
主に次の建物が建築できます。 ● 共同住宅、寄宿舍 ● 集会所 ● 診療所 ● 店舗、飲食店などで、床面積の合計が500㎡以内のもの ● 巡査派出所、公衆電話所など ● 消防団詰所、消防団倉庫、防災倉庫 ● ガバナーステーション※1、バルブステーション※2 ● 上記の建築物に附属するもの	主に次の建物が建築できます。 ● 共同住宅、寄宿舍 ● 学校 ● 老人ホーム、保育所など ● 病院、診療所 ● 巡査派出所、公衆電話所など ● 消防団詰所、消防団倉庫、防災倉庫 ● ガバナーステーション※1、バルブステーション※2 ● 上記の建築物に附属するもの



※1：ガスを引込むための変圧施設
 ※2：ガスの安全施設（遮断施設）

《4》地区施設の整備

良好な住環境を形成し、地域の快適性、安全性を高めるために、以下の施設を整備します。

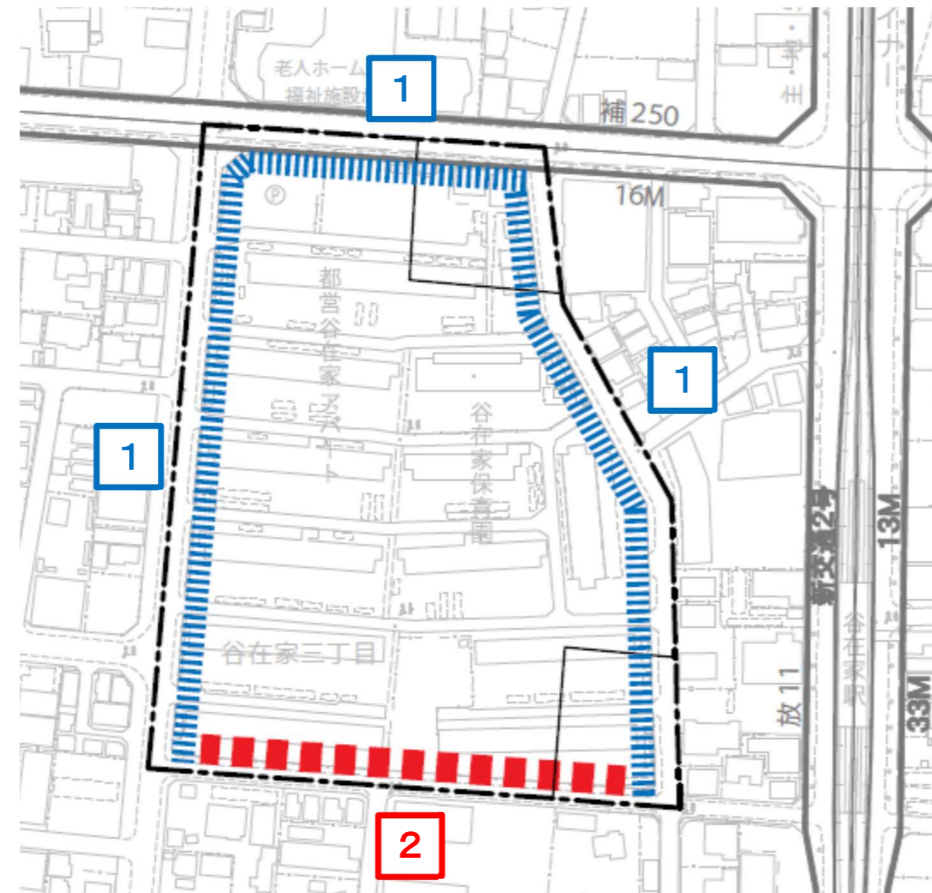
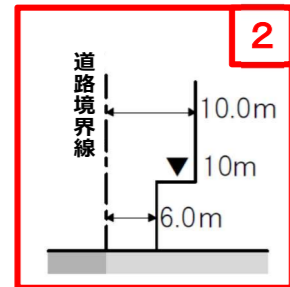
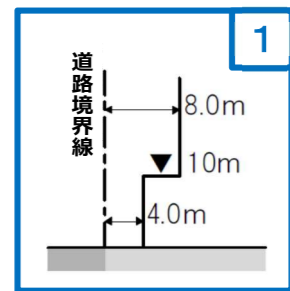
凡例	
	地区計画区域
	地区区分線
	区画道路1号（幅員8.5m）(歩道の拡幅)
	広場1号、2号
	歩道状空地1号（幅員2.0m）
	緑地1号～3号

※地区施設とは…
 この地区に必要な道路や公園などを位置付けたもの



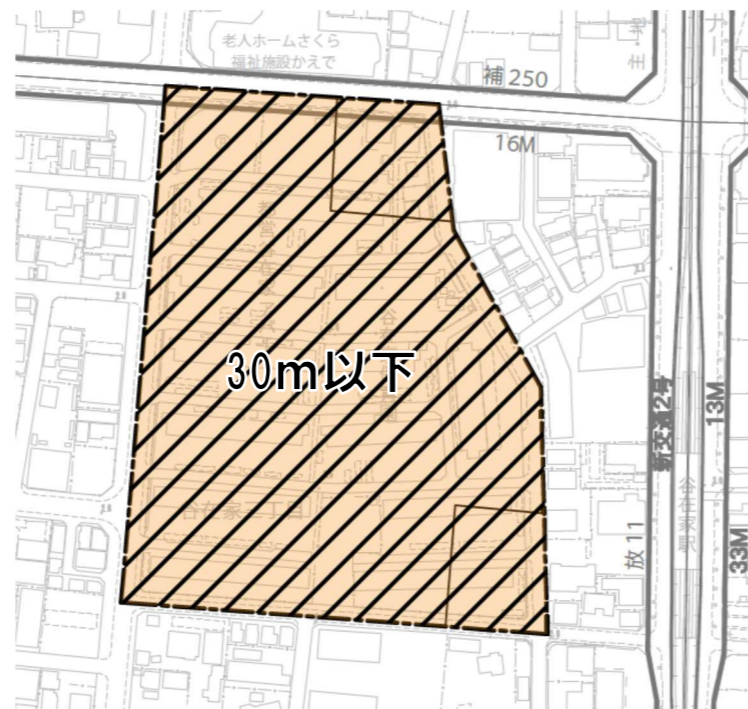
《5》建築物の壁面位置の制限

周りの環境に配慮するため、道路境界から建物までの距離を制限します。
※例外あり



《6》建築物の高さの最高限度

建物の高さを30m以下に制限します。



《7》その他の建築物の制限

※法令で定められた範囲

地区の区分	住宅地区	公共公益施設地区
容積率	150%以下	— (※)
建蔽率	40%以下	— (※)
敷地面積	1,000㎡以上	500㎡以上
形態又は色彩など	<p>○建築物の形態、屋根、外壁の色彩等は、周辺の街並みと調和し、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いとする。</p> <p>○屋外広告物は、周辺に配慮し、地区の良好な美観、風致などを考慮するとともに、災害時の安全性を確保するため腐朽又は破損しやすい材料を使用しないものとする。</p>	
生け垣やフェンス、柵などの構造	<p>道路又は地区施設に面して設ける垣又は柵の構造は、生け垣又はフェンスとする。ただし、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造の部分の高さが0.6m以下のものについてはこの限りでない。</p>	

《8》今後の予定

- 原案の縦覧(作成前の案の公表)期間 令和2年 9/9～9/23
 - 意見書提出期間 令和2年 9/9～9/30
 - 都市計画案の縦覧(決定前の案の公表)・意見書提出期間
令和2年11月頃
- (※縦覧・意見書提出場所：足立区役所 北館4階 都市計画課)
- 都市計画審議会・都市計画決定告示 令和2年12月頃

《問い合わせ先》

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■都市計画手続きについて 足立区 都市計画課 都市計画係 (北館4階) (電話) 3880-5280 (FAX) 3880-5619 Mail: tosi@city.adachi.tokyo.jp | <ul style="list-style-type: none"> ■地区計画について 足立区 建築室 住宅課 団地建替調整係 (南館4階) (電話) 3880-5283 (FAX) 3880-5615 Mail: juutaku@city.adachi.tokyo.jp | <ul style="list-style-type: none"> ■団地の建替事業について 東京都 住宅政策本部 都営住宅経営部 住宅整備課 (電話) 5320-5039 (FAX) 5388-1477 |
|--|--|---|